

【研究論文】

## 近代日本の災害時における児童・未成年者のあり様 —メディアに表れた児童・未成年者の社会的立場を考える—

大杉 由香

Social status of children and juveniles in disasters  
happened from the middle of the Meiji Era to the Interwar  
Period in Japan to have drawn many attentions of mass  
media

OSUGI Yuka

### 【要 旨】

近年、災害の多発も影響して、日本における災害史研究は急速に発展を見せたものの、個別災害の全体像解明に重きが置かれたため、特性ある社会集団（この場合は児童・未成年者）に注目するにしても、あくまでも全体像の一部として扱われることが多かった。そのため児童・未成年者への社会的視線・取扱がいくつかの災害を経る中でどう変化してきたのかに関しては不分明なまとなり、これは先行研究が長期的視点を以て災害時・災害後における児童・未成年者の人権のあり方を検討してこなかったことを意味していた。そこで本稿では近代日本の代表的な自然災害時における児童・未成年者報道に焦点を当て、それぞれの災害時・災害後における彼らと成人の関係を探ると同時に、彼らの生存権の扱われ方がどう変化したのかにも注目した。なお児童保護・愛護の精神が一部表れ始めた頃に発生した関東大震災の時でさえ、児童・未成年者たちは成人を支えるべく、いわば小さな成人としての振舞を強制される等、権利侵害は数多く見られたが、実はそのあり様は現在問題にされているヤングケアラー等にも通じるところがあり、決してこうした権利侵害は過去のものではない。そして現在でも特に災害時・災害後によく権利侵害問題が見られる要因としては、未だに

日本では家族・親族（「私」）が児童・未成年者にとって唯一の砦で、一旦この砦が機能不全に陥ると、民間非営利組織（「公（民）」）の機能が弱いために、行政（「官」）が介入しない限り、児童・未成年者たちは孤立し、社会的排除をされかねないこと等が挙げられる。所謂戦前社会の問題が未だに響いているのである。

### 【キーワード】

児童保護、「保護される客体」、児童・未成年者の権利、育児施設、社会事業、小さな成人としての振舞の強制

### 【ABSTRACT】

Japanese history studies of disasters have developed rapidly in recent years because a lot of serious natural disasters have happened in the last about 30 years. Though these studies tended to concentrate on clarifying the entire structure of each disaster, they had focused on special social groups like children, juveniles, women and so forth in the disaster as only a part of the whole. Therefore, we cannot see how to change social treatment of children and juveniles in disasters owing to a lack of thinking about the rights of them in conventional studies for a long time. This research tries to analyze the change of relationship among children, juveniles and adults in disasters and to focus on the rights to live of them especially through news of them faced to the calamities from the middle of the Meiji Era to the Interwar Period. When the Great Kanto earthquake happened, a few adults who understood the spirit of child protection and child tender care appeared about at that time, however, many adults forced children and juveniles to contribute to them as adults and invaded their rights to live as children and juveniles. As a matter of fact, such a way of regarding children and juveniles as convenient helpers for free has continued until now and we can see similar social problems like young carers. Invasion of the right of them in the Prewar Period is not a problem of bygone days, a problem of nowadays. The reason why this situation has continued until now in Japan is the weakness of the civil voluntary sector in the society since the Prewar Period. Families, informal sector take most of the responsibility of rearing children and they are almost only a bulwark for

children and juveniles to secure their safety physically and mentally. When families face this disruption or are disrupted by disasters and so on, children and juveniles may be excluded from the society and isolated suddenly and they are exposed to hazards not to be able to access good education and secure their safety if government service intervene in this situation. There is social structure and mentality of the Prewar Period in the background of such serious present problems.

### 【KEY WORDS】

child protection, 'object to be protected', the rights of the child and juvenile, childcare facilities, social work, social pressure to children to do like adults

### 問題の所在

近代日本では当初、災害時対応として、備荒儲蓄法（1880年、太政官布告31号、20年の時限立法）を施行し、自然災害時に罹災した貧困農民に対して食糧・小屋掛料（住居再建費）・農具料・種穀料を表向き支給する形を取っていたが、現実の支給は相当手間取ったうえ<sup>1</sup>—濃尾地震や明治三陸海嘯の事例を見ても明らかである—、相次ぐ大災害で資金が枯渇する羽目に陥った。その後、1899年に罹災救助基金法が成立し、救済名目に避難所費や被服費、治療費、就業費が加わったが、『日本帝国統計年鑑』によれば、1923年頃までは、同法においては災害時の食料支給に使われることが

---

<sup>1</sup> より正確に言えば、手間取ったというよりは、国は救済義務を遂行しようとしなかったと言った方が適切かも知れない。それは国側に新聞社等を通じた民間の義捐金で何とかするという発想があったうえ、備荒儲蓄金自体が元々僅少であったことも原因であった。さらに天皇・皇后をはじめとした皇族による恩賜金がすぐに支給されるといった、ある種の問題のすり替えも見られた（恩恵としての天皇制的慈恵）。しかも毎年のように各地域で何らかの災害が頻発していたため、国は救済責任を背負うことについて、ただでさえ財政難のところに負担が大きすぎると考えていたのであろう。だがそうは言っても非常時対応を全くしなければ国家統合にも影響が出かねないうえ、そこに瑕疵があれば、民衆から問い詰められる恐れはあった。濃尾地震の際の備荒儲蓄金の配分をめぐる民衆騒動（西別院事件）はその事例である。

多く、それ以外では就業費に使われるケースが多々あった。

なお1910~24年まで罹災救助基金法では治療費の項目があったが、この間に使われた年平均額は7352円程度で、1万円にも達していなかった。さらに1924年頃から同法では食料費の占めるウェイトが下がり始め、代わりに就業費と小屋掛料のウェイトが高まり、1932年には雑支出のウェイトが無視できないものになった(これは就業費が1932年以降に雑支出に含まれたことも大きい)。それに加え、同年に改正をみた罹災救助基金法は、災害時対応というよりは、平時の社会事業や農村救済事業、救護法施行経費、災害復旧事業への転用がなされることになった。

つまり罹災救助基金法のあり様を見ても、近代日本では災害時における国の対応は甚だ不十分で、成人向けの一時的な貧困対策すら最低レベルに達していなかったが、それでも成人は一応救済対象として看做されていた。ところがよく考えなければならぬのは、災害時に最も痛手を受けやすいのは、自分の状況を満足に表現する術を持たず、心身ともに弱い児童<sup>2</sup>であって、成人ではない。罹災救助基金法でも児童を完全に無視していた訳ではなかったが、児童ならではの問題を想定した対応は一切なかった。それならば災害時向けの特別救貧法でなく、一般救貧法でこうした児童への対応ができていたのかと言え、それは全く異なる。現に濃尾地震や明治三陸海嘯、関東大震災の時に於いてさえ、恤救規則の幼弱、棄児養育米給与方の受給者数は殆ど変わっていないことは『日本帝国統計年鑑』を見ても明らかであった。いわば一般救貧法も災害時を意識した児童救済は殆ど行っていなかったのである。

元々貧困や幼弱であるが故に声をなかなか上げる機会を持たない災害弱者は、本来最も優先的に救済されるべき対象であることは言うまでもない。しかし上記救貧法の児童保護<sup>3</sup>の視点のなさや児童の肉体的生存のみを考えていたことに象徴されるように、戦前の災害時において成人が児童・未成年者を一個人としてみなし保護する意識があったとは言い難かった(無論、平時もそうであったが)。もっとも後述のように、

---

<sup>2</sup> 戦後において児童は法的に18歳未満とされたが、戦前では、児童は14歳未満を指すため、14~19歳に関しては未成年者という表記にした。

<sup>3</sup> 平凡社発行の『世界大百科事典 第2版』、1998年によれば、児童保護とは児童を搾取や人身売買、劣悪な環境から守ることである(したがって単に肉体的生存を保障するだけでは児童保護と言えないことは言うまでもない)。なお、本稿で児童保護と言った場合はこの定義に従う。さらに本稿における児童愛護とは、物理的な保護のみならず、児童の精神面も含めて配慮し、愛し慈しむ意味が含まれる。ちなみにユニセフの定義に基づいて、児童の権利を子どもが人間らしく幸せに健康的に生きることとすると、現在、追求されるべきなのは、むしろ児童愛護であると言えよう。

## 近代日本の災害時における児童・未成年者のあり様

関東大震災の頃には児童保護・愛護の意識が一部で多少なりとも見られるようになったが、これは東京という日本の政治経済・文化の最先端地である土地柄も影響していたであろう。しかしその東京でさえも、震災後には児童保護とは正反対のおぞましい状況が多々見られ、社会事業はその状況に十分に対応しきれたとは言えなかった。

実は関東大震災から約 1 世紀を経た今でも災害がその後の児童の人生を一変させてしまうことは少なくない。たとえば、東日本大震災の被災地で経済的困難を抱える子どもたちに塾や習い事で利用できるスタディクーポンを提供している公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン (CFC) によれば、CFC の支援に応募した中学 3 年 242 名を対象とした 2016 年のアンケートでは、「現実的な進路を選んだ理由」として「経済的理由」を挙げたケースが 16.5% (全国 4.3%) に上っていた<sup>4</sup>。これは 1989 年 11 月に第 44 回国連総会で採択された児童の権利に関する条約第 28 条 1 (c) (d)<sup>5</sup> の内容を未だに日本は満たしていないことを意味し、災害時・災害後の児童権利侵害は決して過去の問題ではない。そしてそのルーツは既に明治期にあった。

そこで本稿では、磐梯山噴火 (1888 年 7 月 15 日)、濃尾地震 (1891 年 10 月 28 日)、明治三陸海嘯 (1896 年 6 月 15 日)<sup>6</sup>、関東大震災 (1923 年 9 月 1 日) を対象に、新聞 (主に『東京朝日新聞』、一部『大阪朝日新聞』) 等のメディアが災害時・災害後における児童・未成年者をどう見つめ報じたのか、さらに時代を経るにつれてその報道に如何なる変化が起り、変化の背後にはどのような現実があったのかを検証する。なお災害時・災害後の児童・未成年者に関する歴史的検証は、関東大震災をはじめとする、ある特定の個別災害分析の中でスポット的には行われていたが、いくつかの代

<sup>4</sup> 公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン (CFC) の HP による (2023 年 3 月 5 日閲覧)。  
[https://cfc.or.jp/2017\\_0311/?utm\\_campaign=cfc\\_east2&utm\\_medium=cpc&utm\\_source=google&gclid=CjwKCAiAmJGgBhAZEiwA1JZolgKx2nD3Y5QT4XHIB8EdZumFRIImDOSkF-G8VUD7k7nMgR6a5hG5oRoCMnYQAvD\\_BwE](https://cfc.or.jp/2017_0311/?utm_campaign=cfc_east2&utm_medium=cpc&utm_source=google&gclid=CjwKCAiAmJGgBhAZEiwA1JZolgKx2nD3Y5QT4XHIB8EdZumFRIImDOSkF-G8VUD7k7nMgR6a5hG5oRoCMnYQAvD_BwE)

またこの HP には、東日本大震災時に小学校 3 年であった児童が中学 3 年になった時に CFC に寄せた文章が掲載されているが、そこには震災による家庭の経済的事情から満足に教育を受けられない恐れがあったところを CFC の援助で救われたことが述べられている。

<sup>5</sup> 日本はこの条約を 1994 年に批准している。28 条 1 (c) (d) の内容は以下の通りである。

(c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。

(d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。

<sup>6</sup> なお、1902 年頃から 1906 年頃に特にひどかった東北大凶作も本稿で取り上げるべきであったが、災害のスパンが長く災害が常態化し、いわば平時の非常時化が起きた点で他の災害とは異なる様相を呈したため、今回は取り上げていない。

表的な災害を通して、体系的に児童・未成年者の扱いがどう変化したのかといった視点はなかったと思われる。

ちなみに自然災害史研究自体は、北原糸子編『日本災害史』、吉川弘文館、2006年等に見られるように、ここ20年位の間で急速に進展し、2012年には災害史の最高峰の諸研究をまとめ結実させた北原糸子・松浦律子・木村玲欧編『日本歴史災害事典』が吉川弘文館から出版された。ところがこれらの研究は各災害の全容を明らかにすることに主力が注がれているため、特性ある社会集団を前面に出して集中的にそこに焦点を当てることはあまりしていないし、それは児童や未成年者に関しても同様である。言うなれば、災害史の先行研究では特定の災害の全体像を明らかにするために、ある社会集団を部分的に分析することはしてきたものの、逆にある集団に対する社会的視線・扱いがいくつかの災害を経る中でどう変わったのかという視点は希薄であった。

他方で児童の歴史研究においてはこのような視点があっても良さそうであるが、管見の限りでは皆無である。もっとも先行研究がこうした視角で分析してこなかったのは、それぞれの自然災害は個別性が強く、発生場所や時間、災害の種類、被害状況等を見ても一つとして全く同じものはないため、特定集団(この場合は児童・未成年者)の自然災害を起因とした社会問題に関する比較検討には慎重になっていたのかも知れない。だがそのことは、災害時・災害後における児童・未成年者の人権のあり方を長期的視点で以て検討してこなかったことを意味し、換言すれば、日本人の歴史的心性の何が災害時・災害後における児童・未成年者の権利侵害につながったのか—あるいはつながっているのか—を不分明にしてきたと言えよう。本稿で今までの研究と逆の視点にこだわるのはそのためでもある。

また児童に関する歴史研究で災害時・災害後の話があまり取り上げられない理由の一つとしては、これらの研究が西欧における歴史研究の影響を受けて進展したことが大きいと筆者は考えている。と言うのは、西欧でも1755年のリスボン地震のような社会のあり様を変えた自然災害は皆無ではなかったし、飢饉もあったが、日本ほどは大規模な災害が頻発していなかったためか、西欧における児童の歴史研究は平時に焦点を当てたものが殆どで、災害時・災害後の児童への関心が低かったからである。

いずれにせよ、本稿ではメディア等の言説・写真・映像を分析しつつ、これらの先行研究の間隙を多少なりとも埋めることを目的とするが、同時に長期的視点から何故未だに現代日本で災害時における児童・未成年者の権利侵害がまかり通っているのか、その歴史的要因も探っていきたい。そこで次章では、手始めとして、近代日本で最初

に全国的報道がされた磐梯山噴火にまつわる児童・未成年者問題について触れる。

## 1. メディアは災害時・災害後の児童・未成年者をどう報じたのか

### (1) 磐梯山噴火における報道

#### ① 被災児童・未成年者等に関する報道

福島県耶麻郡猪苗代町・磐梯町・北塩原村にまたがって存在する磐梯山は、現在、風光明媚な土地柄として知られているが、1888年の噴火では会津・米沢街道の宿として繁栄していた檜原宿が檜原湖に沈没する等、多大な被害をもたらし、死者は477人に上った<sup>7</sup>。『東京朝日新聞』（以下、東京朝日）におけるこの噴火に関する最初の記事は噴火の翌々日の7月17日で、7月18日には負傷者数や被害の範囲の他、前日に明治天皇から罹災者に3000円の下賜があったことが触れられ、侍従の子爵東園基愛が派遣されたとしている。ただ被害の実態が判明するのは7月20日頃で、それも『福島新聞』等の地方紙からの引用が少なくなかったのが特徴である。したがって被害児童や未成年者に踏み込んだ記述も僅少ではあるが、1888年7月20日の東京朝日の「噴火実況見聞の記」には以下のような記述がある。

猪苗代町中八昨日食物ありし家なく皆出奔せし故今日に至るも閉切りて不在の家数多あり猪苗代小学校生徒等三百人余八昨日直尔隊を組んで若松(五里間)尔行き炊き出しを乞て食せり、同地より若松まで五里の間八人の堤を築けりまた馬八七十八頭死亡したるべしといふ(太字傍線:筆者)

ここでは20キロ近く小学生300人が猪苗代町から若松まで何も食せず歩いてきたこと、その間に積み上がった多くの遺体や馬の死骸を見てきたことが記されているが、避難所の不備や幼少期のこうした経験がトラウマになるのではないかといった問題意識は見られない。さらに驚くのは、1888年7月21日の東京朝日に掲載された「生徒の磐梯行」の内容で、高等師範学校の生徒53名が地質・動物等の各科の教師とともに埼玉・群馬経由で30日間の予定で磐梯山の実測に行くとしていたことである。ここからは成人である教師たちが噴火の危険性から未成年者を守る意識が全くないだけでなく、生徒たちも事の深刻さを理解していないのか、当座の被害者救済に関する意識がなく、あくまでも学術目的で出かける様子が窺われる。なおその後の彼らに関する報道は管見の限りは見られなかったが、事の重大さが全国に伝わると、今度は

<sup>7</sup> 1888(明治21)年7月30日『官報』1525号による。

各地方で義捐金が集められ、小学生たちもその一翼を担い始めるようになる。記事では小学生の慈善の心を称賛しているが<sup>8</sup>、とは言え、これは本来、政府が対応すべきことまで民間に任せられている状況について、校長等の地域名望家やマスコミが疑問を持っていないことを意味していた。そして小学生のあり様については成人と同じ社会的規範で見られていたことが判る。

ところが救済の輪が広がり始めたと思いきや、8月25日頃になると、大垣地方の水害にメディアは気を囚われるようになり、報道も減少傾向が見られた。無論、実際には被災地の児童たちの貧窮状態が解決された訳ではなく、むしろその悲惨な状況は10年経ても深刻であったことは、1898年5月20日付東京朝日の「薄運（ふしあわせ）の二児」にも表れていた。

今度浅草署の手を経て伊豆の新島へ移民となつて赴むくべき乞食数名の内に岐阜県平民○○○○○(十六)福島県平民△△△(十四)と云ふ二人の少年あり○○○八先年同地大地震(筆者注一濃尾地震)の際父母兄弟一時に無残の最期を遂げ又△八磐梯山破裂の砌同じく両親を失ひ孰れも便る方なき孤児となり心細くも生れ故郷を彷徨ひ出で乞食となつて他人の情けにより漸く其日を送り居たるなりといふ温かき親の情けを物ともせず放蕩を尽して難儀を掛ける身分と八幸不幸大した相違なるべし  
(太字傍線:筆者)

浅草で保護された二人の未成年者のうち、一人は後述の濃尾地震の被害者であるが、どちらも共通しているのは、故郷で放浪した末に東京で保護され、結局、遺棄同然に離島(新島)に行かされたことである<sup>9</sup>。要するに明治中期頃は、災害時に「家」を失った児童・未成年者たちはその地域社会で排除され、生存する権利や教育の最小限度の保障すら得られなかったことがここでも看取できる。ところがそれを報道した成人側はこれらの問題をあくまでも個人的不幸とみなし、放蕩児と比較するだけで、このことが深刻な児童・未成年者の社会問題であることすら意識していなかったのである。

## ②磐梯山噴火の頃の成人の児童に対する眼

以上の報道から、当時の災害時において成人たちが児童・未成年者を如何なる存在として見てきたかがある程度判明したが、あらためて整理し直すと、三点指摘できる。

<sup>8</sup> 1888年8月10日『東京朝日新聞』の「小学生徒の救恤」。なお、関東大震災以外の新聞報道はいずれも朝刊によるものである。

<sup>9</sup> ちなみにこのような放浪現象は、ドイツやスウェーデン等ではコミュニオンが問題に対応する義務があったため、これらの国々では考えられないことであった。



## 近代日本の災害時における児童・未成年者のあり様

第一に「噴火実況見聞の記」で人と馬の被害が区別されていなかったように、人の死亡は物損扱いもしくは労働力損失に近い発想で見られていたことである。故にこうした中では児童・未成年者であることで特別扱いされるどころか、逆に「保護される客体」<sup>10</sup>たることは封印され、それが「薄運（ふしあわせ）の二児」を生み出したとも言えよう。そこには「家」頼みの社会構造の歪みに加え、国・地方公共団体における救済義務の不在があった<sup>11</sup>。

第二にその関連で言えば、児童・未成年者は成人と同じ社会規範に則って行動することが求められていたと考えられ—いわば小さな成人としての扱いである—、その典型は小学生の義捐金活動にも表れていた。しかも磐梯山噴火時の報道ではいずれも児童・未成年者の個人名が殆ど出てこない点に象徴されるように、児童・未成年者は一個人としてではなく、集団の一部として扱われる傾向が強かった訳で、これが第三の当時の特徴であった。

## (2)濃尾地震における報道

### ①被災児童・未成年者等に関する報道と現実

濃尾地震は震源地を岐阜県本巣郡根尾谷とする内陸直下型地震で、地震のエネルギーは M8.0<sup>12</sup>、地震の範囲は東北から九州にまで及んだが、激甚被害地は岐阜県美濃地方、愛知県尾張地方付近であった。死者は全国で 7273 人に上り、全壊・焼失家屋 14 万余に及んでいる<sup>13</sup>。報道に関して言えば、磐梯山噴火の時と比べて情報伝達が速くなっており、当日の情報が 10 月 28 日『大阪朝日新聞』（以下、大阪朝日）号外に掲載されているが、主に津から佐賀にわたる被害の話であって、震源地付近の情報は大阪朝日で 10 月 29 日、東京朝日では 10 月 30 日以降である。

それでは濃尾地震では児童・未成年者はどのように扱われていたのであろうか。まず 10 月 29 日の大阪朝日の付録では、大阪紡績会社分工場と浪花紡績会社の被害者が列記されていた。前者についてはレンガ崩落による負傷者 14 名の名前・年齢・住所もしくは本籍地が書かれているが、被害者は男子 1 名（24 歳）を除くと全員女子で、

<sup>10</sup> 児童福祉においては、児童が福祉を自分の意思とは関係なく受動的に受ける側面がある一方（「保護される客体」）、福祉を主体的に受ける側面もあること（「福祉の主体」）を指摘したのは、中野智世成城大学教授である。

<sup>11</sup> 近代日本において公的救済義務が生じるのは、救護法（1932 年 1 月施行）以降のことである。

<sup>12</sup> 近代以降、1933 年 3 月 3 日の三陸沖地震の M8.1 まで最大級の地震であった。

<sup>13</sup> 国立天文台代表者台長 常田佐久編『理科年表 2022』、丸善出版、2021 年、p. 795。

年齢の内訳は13歳1名、14歳2名、15歳3名、16歳3名、17歳1名、18歳1名、19歳1名、24歳1名であった。女子未成年負傷者の多さが突出しているうえ、住所・本籍地も特定地域（大阪市西区阿波座・西区南堀江共に2名等）にやや偏っているのが特徴である<sup>14</sup>。後者に関しては、工場の陥没による死者のみ（15名）が名前と年齢、重傷者（大阪病院入院）の16名（全員女子）と自宅療養中12名<sup>15</sup>（男子2名、女子10名）は名前のみが記述されているが、死者の内訳は男子32歳を除くと、ここでも全員女子であった。ただしここで興味深いのは、14名の死亡女子のうち年齢がはつきりしているのが7名に過ぎず、半分は〇歳位という書き方になっていたことである。ちなみに14名中未成年女子は7名、内訳は12歳位1名、14歳1名、15歳位と15歳1名ずつ（2名）、16歳位1名、17歳位と17歳1名ずつ（2名）であるので、大阪紡績会社分工場よりは被害者に占める未成年者の割合は低い、他方で工場側が雇入の際に未成年者の年齢を正確に把握していなかったとも看取できる。いずれにせよ、貧困家庭の女兒・女子未成年者は成人同様に工場労働に駆り出されたが故に、災害の犠牲になってしまったのである。もっとも成年を20歳と定めたのは1896（明治29）年4月27日号外法律第89号であるので、この当時は社会の中に未成年の感覚がまだなく、未成年者であっても就学年齢を超えた一人前の労働者といった意識で扱われていたと考えられる。

実は一人前の労働力として児童や未成年者を扱いたがる成人のあり様は、災害救済においても同様であった。たとえば1891年11月5日の東京朝日掲載の「岐阜の惨状」では、師範学校と中学校の2校が無事であったため、警部長が生徒たちに救助応援を求めたものの、僅かな生徒しか確保できなかったがために、囚人400名を解放し働かせた話が掲載されている。さらに同年11月21日に東京朝日に掲載された「長崎秘書官罹災者慰撫の様相」では、貧困家庭の14歳の少年が父母を養っていることを美談として取り上げていた<sup>16</sup>。言うなれば、濃尾地震時においても児童や未成年者た

<sup>14</sup> 14名の内訳は以下の通りであった（太字傍線は男子）。

東区大宝寺町	13歳	西成郡三軒家村	24歳	西区南堀江	16歳
岡山県赤阪郡鳥取中村	19歳	茨田郡横堤村	15歳	西区南堀江	14歳
西成郡九條村	18歳	西区阿波座	15歳	西区花園町	15歳
<b>西区花園町</b>	<b>24歳</b>	西区北堀江	16歳	西区阿波座	17歳
西成郡難波村	14歳	西区松島町	16歳		

<sup>15</sup> ただし自宅療養者の中には姓名不明者1名が入っていたので、実質的には13名である。

<sup>16</sup> 日本ではこうした行為を褒め称える傾向が今でもあるが、西欧では逆に親が親としての役割を果たしていないと見做され、問題視されるのが普通であった。

## 近代日本の災害時における児童・未成年者のあり様

ちは災害弱者もしくは「保護される客体」として扱われることはなかったのである。

児童や未成年者が成人に近い扱いを受けていたことは、同年 11 月 27 日に岐阜市内に設立された岐阜教育所のあり方を見ても明らかである<sup>17</sup>。入所者の食事は 1 日 5 銭以内で抑えられ、10 歳未満の者には米麦半々で合わせて 3 合、10 歳以上は米・麦合わせて 4 合、菜は 1 度、漬物 2 度、毎食白湯が与えられたが<sup>18</sup>、これは 10 歳以上を成人同然に扱うことを表していた。ただ裏返せば成人を子ども同然に扱っていたとも捉えられ、このようにすることで早く教育所から出るように促す発想があったのではないかと考えられる。

実は岐阜教育所の救済内容は、当時の一般的な救済レベルと比較した場合、それほど低かった訳ではない。筆者の計算に基づくと、1892 年時点で東京以外の地方では、棄児養育米給与方のみの金銭給付では 1 日 2.04 合程度、地方費を合わせると 1 日 2.58 合程度食することが可能で、恤救規則（全体）では 2.28 合程度であった（いずれも全部白米とした場合の計算）。したがって米麦半々であればもう少し合数が増えると思われるが、児童・未成年者については平時救済と比べると同じ位か、少し多い配分であったと考えられる。しかし成人に関しては、恤救規則よりは良いとはいえ、10 歳と成人が同量支給というのは、被災成人を子ども扱いするという屈辱的な側面があったと言えよう。良く言えば子ども優先の救済であるが、穿った見方をすれば、成人に子ども同然の分量割当にすることで、県は食料節減を目論んだのではないかと憶測されるのである。

このように濃尾地震時においては、児童・未成年者のみならず、成人でさえそれぞれの特性に合わせた形で保護されることは稀であったが、磐梯山噴火の時と比較すると、記事の数も増え、いくつかの変化が見られたことも事実である。第一に先述のように、記事において個別負傷者等の氏名が記述されるようになったことで、これは個別個人に対する関心の表れとも言えた。第二に「…又橋梁などの稀に存在せるもの八地盤より高きを一尺乃至三四寸にて小兒など八迎も通行の出来ざる姿となり…」といっ

---

<sup>17</sup> 岐阜教育所以外に 9 か所ばかり教育所が設置されたが、入所資格が両親を失った子どもたち、極貧の者、戸主が病気・視覚障害・老衰等にある者等、厳しく定められていたため、岐阜教育所では 59 人の収容に留まり、最大収容した北方教育所でも 85 人に過ぎず、かついずれも 1892 年 3 月 10 日に閉鎖された（災害教訓の継承に関する専門調査会編『1891 濃尾地震 災害教訓の継承に関する専門調査会報告書』、内閣府、2006 年 3 月、p. 79）。

<sup>18</sup> 注 17 と同じ。

た記事を見ても<sup>19</sup>、全く微弱とは言え、成人とは異なる災害弱者としての児童という視点も表れ始めていたし、災害から2週間強で小学校教育再開のために民間団体が動き出す等<sup>20</sup>、児童は守られるべきという発想が生まれつつあったのも事実であった。

ただ現実にかこうした民間の努力が何処まで実を結んだのかは甚だ疑わしく、現に1892年2月14日の東京朝日に掲載された「震災地の学校」では、以下のような記述が見られる。

岐阜・愛知両県の学校ハ震災後未だ修繕を終らざるもの多きに付教員等八大抵雨雪散乱の中に立ちて教授し居る有様なるが何分生徒等も傍ら家計に忙しきもののみなれば余日を学事に費やす能はざるのみならず書類器械等も大抵焼失破壊して教授上の困難災害なるより本巢郡の或小学校訓導の如き八家計の困難に加へて教授上意の如くならざるを憂慮し自ら水中に投じて死亡したるが是に就ても両県下悲惨の実況を推知すべしとなり(太字傍線:筆者)

そして民間援助や市町村負担による小学校再建に限界があったことは、1892年4月21日付東京朝日の「文部省の要求追加予算」でも指摘されていた。

岐阜愛知両県下震災地の小学校ハ昨年の震災以来今以て休校の分難なからず已に開校せし分も小屋掛同様にて机其他の器具も整はず到底其町村の負担に堪へざる旨両県知事の具申に付文部省に於てハ夫々調査の上震災地の小学校建築費及器具費の内へ国庫より臨時補助する事に決し第三議会の協賛を経る運にて已に其案内閣に提出したりと云ふその要求額二二万円余なり由

国庫からの岐阜・愛知両県への臨時補助22万円(現在の貨幣価値にして22億円程度)は、少なくとも前年12月26日に帝国議会で決定された208万円余の土木補助費と比較すれば<sup>21</sup>、10分の1程度に留まっていた。また22万円は岐阜への民間からの義捐金総額(22万円余)とほぼ同額であったから(愛知は8万円余)<sup>22</sup>、国の義務教育への補助は民間援助レベル程度のものかそれ以下であったと言えよう。当時の政府が児童の最小限度の教育権保障すら十分に行っていなかったことがここでも窺われるのである。

<sup>19</sup> 1891年11月5日『東京朝日新聞』の「災害ハ生命財産に留まらざるべし」。

<sup>20</sup> 1891年11月14日『東京朝日新聞』の「大日本教育会の義捐金募集」。

<sup>21</sup> 北原糸子「濃尾地震」、北原糸子・松浦律子・木村玲欧編『日本歴史災害事典』吉川弘文館、2012年、p.365。

<sup>22</sup> 注21と同じ、p.364。

## ②濃尾地震の頃の成人の児童・未成年者に対する眼

濃尾地震の頃の児童・未成年者たちも、基本的には平時・災害時を通して成人同様の立居振舞が求められ、「保護される客体」としての扱いはほぼ受けられず、むしろそれ故に工場で災害犠牲者になるケース等も多々見られた。言うなれば、悪い意味での児童・未成年者の成人扱いが見られただけでなく、他方で教育所での成人被災者は子ども扱いに近い処遇をされたように、災害弱者は個人としての人格を無視されていた。もっとも磐梯山噴火時と違って、人の死と馬の死を同様に見る視点は消え、被害者の個人名が記載される等、一個人を見る目が出てきたのも確かである。

しかも小学校再建等、成人間で教育への関心が以前よりは多少なりとも高まり、そのための義捐金送金や文部省からの補助も行われたのは周知の通りである。だが濃尾地震から半年以上経ても最小限度の教育を施すことすら難しかったのも事実で、被災地において児童が尊重されている状況にあるとは到底言い難い状態ではあった。

しかし磐梯山噴火時と比べて、明らかに進歩があったと言えるのは、濃尾地震を単なる一地域の災害問題として捉えるのではなく、これを機に災害時における国や地方公共団体、慈善事業の役割—「官」、「公（民）」の関係と—言うべきかが如何にあるべきかが新聞紙上で議論され始めたことである。1891年11月12日の東京朝日の「震災遭難者救助の道（再び）」でも、国費を使った被災者の移住促進、恤救規則等の柔軟な適用の他に、養育院・孤児院の創設等は宗教家の慈善に基づくことが肝要と訴えていた。ただ育児施設の増加が本格化するのには、濃尾地震以降ではなく、次に触れる明治三陸海嘯（津波）以降であった<sup>23</sup>。

## (3) 明治三陸海嘯(津波)における報道

### ①被災児童・未成年者等に関する報道と現実

明治三陸海嘯は、地震自体は震度2~3程度で震害はなかったものの、津波が北海道から宮城県の牡鹿半島にまでおよび—ハワイやカリフォルニアにも達したとされている—、津波被害が壮絶であったことで知られている。死者が2.2万人近くに達し、その被害は特に岩手県で顕著であった<sup>24</sup>。東京孤児院や上毛孤児院といった著名な育

<sup>23</sup> 池田敬正『日本社会福祉史』、法律文化社、1986年、p.343の表Ⅲ-33 事業主体別、育児事業施設数の推移によれば、1878~87年創設は7、1888~97年15、1898~1907年84、1908~12年8であった。

<sup>24</sup> 注13と同じ、p.796によれば、死者総数は21959人（青森343、宮城3452、岩手18158、北海道6）、家屋流出全半潰8~9千程度で、波高は綾里（現在の大船渡市）で最高38.2m

児施設が活動を本格化させる契機となった災害である。被害状況は津波発生から2日後の6月17日に東京朝日で「電報」として伝えられただけでなく、18日からは大々的に各地の状況が報道され、東京朝日による義捐金募集も始まった。濃尾地震の際には同社の義捐金募集は地震発生から4日後(1891年11月1日)に開始されたが、明治三陸海嘯では1日早くなっており、ここでも情報伝達速度が上がっていることが窺われる。また伝達速度のみならず、報道内容も濃尾地震時よりも詳細を極めていることが特徴で、被災児童に関して言えば、直接観察をしたうえでの取材<sup>25</sup>や彼らの手記等を通して、個別児童の個性や生々しい姿、彼ら自身が何を考えていたのかを明らかにしている点でも濃尾地震時とは大きく異なっていた。その事例は多々あるが、特に1896年6月25日の東京朝日に掲載された「惨話一束」の一部は興味深い。

▲四昼夜の蟄伏 釜石にて人夫等残墟の中を発掘し居りしに足の下に呼ぶ声あり急ぎ屋根材木など形付見れば筆筒と筆筒の間に挟まれ四囲ハ雑具にて囲まれ死人の頭も見ゆる中に丸くなりて十三許の小娘蹲まり居たり人夫等喜び材木を切放して救ひ上げんとせしに小娘ノ材木を切てハ崩れ掛る虞あり止めよ又頭の上を歩かれて沙が眼に這入るから手拭貸せと眼を掩ふ杯中々元気なり赤十字社員ハ水に薬入れて吞ましめ臆て引出せしに頭掻きつゝ戸板に載せられて仮病院に行けり…  
(太字傍線:筆者)

▲母と娘 二歳許の女兒を負ふたる十一二許の女兒あり母の屍体にヒツシに縋り付き声を惜まず泣き叫び居るを見る(釜石の話)

▲取かへ子 鎌ヶ崎にて或家の女房吾忘れて表に飛出しフト気が付けバ肝心の娘

を記録した。

<sup>25</sup> 1896年7月3日『東京朝日新聞』の「嘯害地実見記(前号つゞき)」には以下のように記されている。

▲沙中に銭を探る 余が両石村家屋流失の跡を通行せし時十二三歳の少女三々五々木片を以て何物か沙中に探る者の如く怪みて之を問へば家屋流失の跡に銀貨、銅貨の沙中に埋もれ居る者多し依て之を捜すなり而して彼等の手に八十銭、五銭の銀貨あり憐むべき不幸の少女ハ危く一縷の生命を拾ふて父祖の遺産を沙中に求めつゝあり(太字傍線:筆者)

この記事からは救助者たちが当座の児童の命を救えば良いといった発想が強く、その後の児童の生活問題についてきちんと対応できる態勢になっていなかったことが看取できる。

三ツになるを忘れて取り返して引抱へ終に危急を逃れてホッと息つき見れば吾子と思ひし八来合せ居たる余所の子にて実の吾子八家と共に名残も留めず

この記事で注目すべきなのは、濃尾地震時には殆ど触れられなかった災害時の親子関係が浮き彫りになっている点と▲四昼夜の蟄伏に見られるように個別児童の素顔が窺われることである。それだけ記者側も児童を一個人として見る眼が強くなっていたと言えるが、他方で留意すべき点は、救助を受けている間に目に砂が入ることを防ぐべく手拭を要求した児童を半分呆れた視点で見ていることである。切迫した状況にあった児童が成人を想起させるような細かい要求をしたことについて「中々元気なり」という言い方を記者がしたのは、児童を災害弱者として看做す意識がなかったからであろう。その意味でも児童保護の意識はまだ希薄であったと言って良いし、「小娘」という記述からも児童を成人より下に見ている意識が窺われる。だが後世の私たちから見れば、この女兒は救助後にクラッシュ症候群に襲われて亡くなったことも考えられ、それだけに「中々元気なり」の言葉は残酷に響くのである。

このように明治三陸海嘯の頃になっても、成人間での児童保護の意識はまだ到底高いとは言えないレベルであったものの、濃尾地震時とは異なる児童観が表れ始めたのも否定できない。それは1896年7月11日の東京朝日に掲載された「海嘯余話」からも推察できる。

▲**幼女の奇特** 仮設病院にて患者の憐れなるハいふを須たず涙さしぐなるハ亦小学校の女生徒なり**常ならバ家に在て母姉の世話にのみなるべき幼年の女兒**が繃帯の洗濯便器の取扱ひ聊か厭ふ気色なく甲斐々々しく立ち働くさま最も可憐なり(太字傍線:筆者)

ここでは児童が成人同様の働きをしていることを称賛し、無知な児童に危険な労働をさせていることに対する危機意識も見られないが、重要なのは、前述の濃尾地震時における貧困家庭を支える14歳の少年の話と異なり、この女兒について「常ならバ家に在て母姉の世話にのみなるべき」としていることで、いわば児童が親や目上の兄弟姉妹の世話になって保護されるべきという発想が垣間見られたことである。しかし平時はそうであっても災害時はやむをえないといった意識もここからは看取でき、児童保護の意識はその点でもまだ不十分であったことは言うまでもない。

ただそうは言っても、濃尾地震時と比べると、児童の直の声に耳を傾ける傾向が強まったのも事実であった。たとえば1901年3月8日の東京朝日における「みなしご

(五)東京孤児院」には津波の被害者であった12歳の男児の声が掲載されているが、彼が母親の無残な亡くなり方に心を痛めると同時に、故郷に残った兄と比較しての自分の幸運を思う一方、兄の状況を心配する気持ちが表れており、かつ東京と地方の格差について理不尽さを感じていることが伝わってくる<sup>26</sup>。このように明治三陸海嘯においては、児童の都合や思いとは関係なく、救済の名の下に兄弟姉妹が都市と農村に引き裂かれるケースが少なくなかったが、その背景には濃尾地震の3倍程度の死者が発生し、村全体が消滅した所が多々あったが故に、地域における里子制度が機能しなくなったことがあった。それに加え、成人側から見れば、地域の復旧に貢献せず、右も左も判らない児童の存在は、先人の知恵を受け継ぎ何らかの形で地域に貢献があった(あるいはまだその可能性がある)高齢者とは異なり、足手まといであったと考えられるから、地元を受入先がなければ、児童個人の意思を無視してでも大都市部もしくはその周辺の育児施設に送り込まざるをえなかったと推測できる。家族等の「私」任せにしていた育児のツケを地域における「公(民)」で包摂するよりも、できるだけ大都市及びその周辺の「公(民)」に放り込むことを被災地の成人たちは選択する傾向があったとも言えるが、とは言え、全部の被災孤児を引き取れるほど、育児施設に余裕があった訳ではなく、後述の女兒の自殺に見られるように、何処にも社会的包摂されずに悲劇に陥ったケースも多々あったのである。

こうした育児施設の活動の活発化とほぼ呼応する形で、東京朝日でも1901年3月から東京孤児院や福田会育児院の活動を積極的に報じるようになったが、この頃から被災児童対応に育児施設が不可欠という意識は社会的に定着しつつあったと考えられる。現に、1901年3月15日の東京朝日の「みなしご(十一)福田会育児院」によれば、同育児院では、濃尾地震の際に岐阜県下で乳児4名を収容、愛知県下で1名収容した後、愛知育児院からも3名が送られて総計16名の対応を行ったが、明治三陸海嘯時には民間からの寄付と皇后からの下賜金に恵まれたこともあり、岩手県南九戸郡から11名、釜石町から18名の孤児を引き取っている。しかも濃尾地震時の話には

---

<sup>26</sup> 実はこの記事は、既に「天真爛漫」、『東京孤児院月報』4号、1900年7月(丹野喜久子解説『復刻版 東京孤児院月報』第1巻、不二出版、2003年、p.127)に掲載された記事の再掲であった。当時、地方間格差を子どもたちや救済当事者がどう考えていたかについての詳細は、拙稿「明治期における棄児・幼弱者たちの処遇と救済の実態」、『環境創造』27号、2021年3月、大東文化大学環境創造学会を参照のこと。



## 近代日本の災害時における児童・未成年者のあり様

なかった沿道宿駅での交通費割引や宿泊料の喜捨、菓子の寄付の話が出てきており、ここからもこの時期に育児施設の活動に対する社会的理解が広がりつつあったことが読み取れる。ちなみに育児施設の急増については注 23 の通りであるが、同時にこれらが全国的ネットワークを広げる最大の契機となったのが明治三陸海嘯であったのである。無論、この時代の育児施設の活動はまだ宗教団体や個人等の善意による慈善事業レベルに過ぎなかったが、上記のような活動の広がりや戦間期の公的機関とタイアップした社会事業の礎になったと考えられ、新しい時代の兆しは確実に見え始めていた。

## ②明治三陸海嘯(津波)の頃の成人の児童・未成年者に対する眼

明治三陸海嘯の頃の特徴としては、濃尾地震時と比較した場合、個別の親子関係に注目した記事が増え、災害時における家族のあり様に関心が高まったことである。それと関連して、個別個人のあり様に焦点が当たると同時に、児童に寄り添う視線の記事も増え<sup>27</sup>、かつまだ不十分ではあったが、児童が小さな成人ではなく、親や目上から保護されるべき存在といった認識も生まれつつあった。実際にそのことを表すかのような写真が『上毛愛隣社 幻灯資料』の中にも残されている(写真1)。これは被災孤児を引き取った上毛孤児院が被災地での写真に着色し、各地の幻灯上演会で公開した物の一つであるが、都市部もしくは外部から来たと思われる年長者(中央、山高帽らしき帽子を被っている人物)は幼い児童を慰撫する一方、被災者の父か祖父と思われる人物は子どもたちのことを気にかける様子はなく、子どもたちも父(もしくは祖父)に甘えたり頼ったりする素振は見られず、彼と同様、茫然と座り込んでいるだけである。言うなれば、ここには成人同様の振舞を子どもたちに求める村の家族のあり様と、救済者側の保護意識が対照的に写し出されていた。慰撫された子どもは末子に見えるから、都市部の育児施設に送られたかも知れない。いずれにせよ、被災孤児の急増は、一時的であれ、児童の存在が「保護される客体」として曲がりなりにも広く社会的に注目される契機となり、その受皿として孤児院をはじめとした育児施設が脚光を浴びることとなった点でも以前とは異なっていた。

<sup>27</sup> たとえば1896年7月16日『東京朝日新聞』の「海嘯余話」は次のように子どもの状況に触れていた。またこの記事を見ると、小学校再興に半年以上もかかっていた濃尾地震の頃に比べ、その再開がかなり早いことが判る。

▲生徒 小学校八漸く始業せり是迄八七八人乃至十五六人位づ隊を組み勇ましく軍歌うたひて昇降せしもの今や学友の過半を失ひ一人二人悄然として出校す、見る者為に泣かざるなし

(写真1)「入里前村(筆者注—現在の宮城県南三陸町) 孤児の無心」と題された幻灯



(資料)細谷啓介編・解説 編集復刻版『上毛孤児院関係資料集成』付録 DVD(『上毛愛隣社 幻灯資料』、2011年【宇都榮子・細谷啓介編『上毛孤児院関係資料集成』、六花出版、2011~2年の付録DVD])より引用。

しかし児童の権利を注3の定義で考えた場合、明治三陸海嘯時における児童・未成年者への対応はその権利保障とはかけ離れたもので、それは被災地住民にも記者にも共通していた。前述の「海嘯余話」の▲幼女の奇特にあった児童労働についても、記者は批判どころか、成人同様の社会的規範に従っている意味で称賛しており、孝子褒賞的な視点は以前とそう変わりなかった。もっとも小学校再興は濃尾地震時よりもかなり早かったが(注27)、概して児童救済は当座の救助が先行し<sup>28</sup>、中長期的計画が欠けていたことはほぼ間違いない。と言うのは、役所等に勤めて文字の読み書きができる者が大方亡くなったが故に地方行政が機能不全に陥ったためで、こうした状況も被災孤児たちの東京等への移住につながったと言えよう。ただ都市部に引き取られた被災孤児は、当座の肉体的維持と安全確保に重点が置かれた最小限度の保護とは言え、何らかの保護を受けられただけまだ良かったが、被災地に残留し、「家」の保護から放逐された孤児たちの状況は一層悲惨であった。1896年7月18日の東京朝日は、孤児となった13歳の女児の自殺を報じている。だがこの報道も「一家流亡して十三

<sup>28</sup> それどころか当座の救助も儘ならなかったケースも多々あり、釜石では町の医者3名が全員亡くなってしまったがために、同地にあった田中製鉄所の医師2名が怪我人対応をしていたとされる(1896年6月26日『東京朝日新聞』の「釜石の惨状」)。

歳の少女独り残り日夜悲嘆の余り遂に縊死せりと八酸鼻の極」とあるだけで、ここから児童の社会的養護を求める声には至っていない。つまり明治三陸海嘯時における児童・未成年者の扱いは、前の時代と比べれば多少尊厳あるものになったとはいえ、依然として被災児童は憐れむべき存在として看做されていたに過ぎず、多くの成人たちには児童の意思を尊重する意識はなく、児童のあり様を気にかけていたとしても、肉体的保護を以て事足りりと考えていたのである。そしてここで見てきた児童救済のあり様は、救済があくまでも緊急対応意識と善意に基づくものに留まっていたことも大きく、いわば被災者や貧困者への救済を公的義務として履行せず、救済される権利を国民に与えなかった国家的怠慢が影を落としていた。

この当時、児童個人の尊厳といった発想が皆無であったことは、遺体に対するメディアの扱い方から見ても明らかであった。明治三陸海嘯の頃には凄惨な状況が写真報道されるようになり、東京朝日でも1896年7月15日に付録として「三陸東海岸大海嘯被害図」と銘打って写真特集を組んだが、その中には今なら絶対に公開されないであろうと思われる気仙沼郡大船渡海岸に漂着した小児2人の凄惨な遺体の写真も含まれていた。それは先述の上毛孤児院の幻灯も同じで、凄惨な写真に着色して各地の慈善幻灯会で上映する等<sup>29</sup>、損壊した遺体の写真は普通に公開された。これら一連の行為は遺体をモノと看做し、被写体個人への配慮が全くない発想と言えたが、裏返せば全体状況を効果的に示し、それに伴って組織に金銭が入れば、個人のプライバシーは曝け出しても良いという、個人よりも集団を重視する目線の表れでもあった。このような社会状況下では、児童・未成年者が子どもらしい幸せを追求する権利を持つ一個人として大事にされることはありえなかったし、これに近い声が曲がりなりにも出てくるには後四半世紀程度待たねばならなかった。

#### (4) 関東大震災における報道

##### ① 被災児童・未成年者等に関する報道と現実

関東大震災は、第1次世界大戦後に都市化が急速に進み始めた帝都東京とその周辺地域で起きたことで、上記災害とは異なり、一地方の問題として留め置けないほどの

<sup>29</sup> 細谷啓介編・解説 編集復刻版『上毛孤児院関係資料集成』付録DVD（『上毛愛隣社 幻灯資料』、2011年【宇都榮子・細谷啓介編『上毛孤児院関係資料集成』、六花出版、2011～2年の付録DVD】）の「大矢村（筆者注一恐らく現在の宮城県気仙沼市大谷の間違いではないかと思われる）屍体の漂着」はその典型で、乳幼児の無残な遺体の前に呆然とする父もしくは祖父の姿が写されている。

全国的影響をもたらしたことは周知の通りである(これには当然、活動写真の普及等、新聞以外のメディアの発展も無視できない)。さらにかつてない高度成長を経て社会経済構造が変化した後の災害であったことも留意する必要があるだろう。

したがって震災時における児童・未成年者への対応も後述のように問題は多々あったとはいえ、上記災害時と比較すれば格段に改善され、児童保護・愛護の視点が強まっていた。たとえば、9月28日には東京市直営のバラックにいる被災者を対象に、芝離宮・日比谷・九段には救世軍による託児所、上野公園は東本願寺、芝公園は大正婦人会、神宮外苑には一燈団及同愛社の託児所が設置されたうえ<sup>30</sup>、東京市社会教育課ではバラック居住者に対して「一、子供の教育には十分注意を払ひませう」といった申合心得を伝え、困難下でも児童への配慮がなされるように注意喚起を行っていた<sup>31</sup>。上記災害時とはこの点は決定的に異なると言えよう。

また震災から3か月後の12月1日には東京朝日新聞主催で児童劇等を盛り込んだ震災児童追悼会が深川で実施されたように、成人とは異なる児童の存在を大事にしようとする動きも見られた。いずれにせよ、上記災害時と違って、東京では後述のように児童愛護の意識が民間でも見られたが、それにはインテリを中心とした新中間層や資産家が多く居住し、中央官庁と直結した首都という土地柄が影響していたであろう。地域の保健救療や戸籍整理、育児奨学を担った方面委員制度も多少は児童保護・愛護意識向上に貢献したかも知れないが<sup>32</sup>、むしろこうした意識の高さは前者によるところが大きかった。確かにまだこの時期に至っても政府は平時・緊急時を問わず、公的救済義務を定めていなかったが、1922年7月18日に救世軍の児童虐待防止大講演会

<sup>30</sup> 1923年9月28日『東京朝日新聞』朝刊2面の「託児引受け 市内六箇所で」。

<sup>31</sup> 1923年10月6日『東京朝日新聞』朝刊3面の「新たな勇猛心を振り起しましょう バラック居住者に対し申合心得七章配布」。

<sup>32</sup> ただし東京市社会局『東京市方面委員制度』、1924年、近現代資料刊行会編『東京市社会局調査報告書』9 大正十三年(1)、1995年、p.36に基づくと、1921~23年の間に方面委員が扱った問題件数は年平均7153件で、大阪の49394件と比べれば7分の1に留まっていた。また児童保護と関連した分野を見ると、保健救療38.35%(年平均2736件)、戸籍整理8.21%(同587件)、育児奨学3.92%(同280.3件)となっており、関東大震災時に東京市ではまだ十分には方面委員制度が普及しているとは言い難かったと思われる。なお大阪の数値は、飯田直樹氏(大阪歴史博物館)が政治経済学・経済史学会福祉社会研究フォーラム(2020年8月29日開催)で発表したレジュメ「都市下層社会における子どもと福祉」の表1大阪府各方面年次別救護件数から筆者が計算したものである。飯田氏は、大阪府編著『大阪府方面委員・民生委員制度五十年史』、1969年に基づき大阪府の数値を算出していたが、1921~23年頃の方面委員活動はまだ大阪府全体というよりは、主に大阪市での活動であったから、49394件の大半は大阪市のものと看做して良いであろう。

## 近代日本の災害時における児童・未成年者のあり様

で内務官僚の田子一民（1881～1963）が講演し、そこに東京府・東京市・警視庁が協力したことから明らかなように、東京では中央官庁・地方公共団体・民間がティアップする形での児童保護が展開されつつあった<sup>33</sup>。もっとも関東大震災は児童虐待防止運動に水を差すことになったが<sup>34</sup>、とは言え、この運動のみならず、当時の数々の児童保護に向けたいくつかの動きは、児童を「保護される客体」として看做すべきという意識を東京の新中間層に少しは根付かせた可能性がある。

児童の肉体的生存のみならず、精神面にも及ぶ児童愛護の意識は教員たちにも見られ、そのことを示すかのように、新聞報道では上記災害時には見られなかった児童の精神面を心配する声が散見された<sup>35</sup>。そしてそのような中で児童の心身を守り、社会的養護する存在として、今度は女性がクローズアップされ、それが一部女性の社会的地位向上の契機になったことも報道からは看取できるのである<sup>36</sup>。

<sup>33</sup> 詳細は拙稿「戦前の統計等に見る児童救済の実態」、『部落問題研究』238号、2021年9月、公益社団法人部落問題研究所を参照のこと。

<sup>34</sup> 山室軍平「救世済人」、山室軍平『救世済人 附救世軍事業報告』、救世軍出版及供給部、1934年、p.25（室田保夫・二井仁美編・解説／編集復刻版『子どもの人権問題資料集成 戦前編 第8巻 子ども虐待』、不二出版、2010年、p.70に所収）。

<sup>35</sup> 教育学者として当時高名であった倉橋惣三（1882～1955）は、1923年9月22日『東京朝日新聞』朝刊2面の「慄江る子供に怖い話を隠して 東京復興の意気を教へよ」に談話を発表して、成人が焼け跡に子どもを連れ出して経験を語ることがマイナスであることや親が一家の生活や財産に気を囚われて子どもを構う暇がないことから、バラック1棟に子供係を2人ずつ位置して適切な世話が必要と唱えていた。また1923年10月2日『東京朝日新聞』朝刊2面の「久し振に開いた牛込の小学校 おび江た心に登校する児童 学校児童に多い」でも、教師たちの談（「こんなに不安に襲はれてゐるのですから当分は教育よりも先 おび江た心を和らげてやることに労めねばなりません」）を掲載している。

<sup>36</sup> たとえば東京市社会部と日本女子大学校桜楓会が連携した震災直後の児童救護部の救済活動は、【全篇】『関東大震災火災実況』（1923年）の映像（撮影監督：文部省社会教育課、撮影：東京シネマ商会）の29分41秒以降に残されている。ちなみにこの映像は国立映画アーカイブのHP「関東大震災映像デジタルアーカイブ」で閲覧可能である（<https://kantodaishinsai.filmarchives.jp/movies/m01.html>）。さらに1923年10月30日『東京朝日新聞』夕刊2面によれば、震災を受けて急遽来日したチャールズ・ピアード（1874～1948）博士の夫人であるメアリーは東京連合婦人会の救済事業について日本女性の活躍を称賛し、哺育の面では男性は女性に敵わないこと、社会上のサービスは女性が一番上手と語り、女性に参政権を与えることは避けがたいとコメントしていた。女性の社会的地位と関連して言えば、震災後は経済的困難から女性が職を求めるケースが増えたため、1923年12月には東京市中央職業紹介所で日本初の婦人専門職業紹介所を新設することを決定した。

既述のような成人側の意識の変化をあってか、この頃になると、児童側の意識にも上記災害と比較して愛情に基づく近代家族観が反映され、自分が望む形で手厚く保護されたいといった思いを強く出すようになった（「福祉の主体」としての意識が出てきたとも言えるかも知れない）。1923年11月3日の東京朝日朝刊3面の「両親は死んだか引取人も来ない 霊南坂教会で悲しく歌ふ声」に登場した5歳女兒は「金はなくても可愛がつてくれる家に貰はれたい」と語っており、児童自身が施設でなく明確に家族での養育を求めている点は注目すべきで、家族の中であってこそ普通の生活ができるという意識は幼児にすら芽生えていたと言えよう。同様の声は、帝都罹災児童救援会編・発行『関東大震大火全史』、1924年、p.663の「死に残された十一の少年」でもあり、以下のように述べている。特にこのケースは上層中流出身の男児であっただけに、家族あつての自分といった意識が強かったと思われ、「私」の保護から放逐されて「公（民）」に委ねられようとする自分を受け入れられないでいたことが判る。

警視庁の迷子収容所に保護されてる御茶の水高師附属小学四年生●●●●君(十一)の家は、本所の安田邸(筆者注-安田善次郎四男善雄宅、安田善雄一家は全員死亡)附近で、一家全滅の悲惨を見たらしく、●●君には未だに引取り人がない。僕死んでも孤児院なんかいやです。僕一人で逃げちやつて悪いことしちやつた…だつて父さんや母さんが何でもいゝから逃げろつて言つたんですもの…皆な死んぢやつたら僕困るなあと小さな胸を痛めて居る。(太字傍線:筆者)

他方でこのような近代家族観は成人間にも広がりつつあつたようで、「家」継続のための子どもというよりは、子どもの存在自体を家族の喜びとして受けとめる動きも見られた。震災の混乱下では自分の子と他人の子を取り違えることが後を絶たなかつたが、他人の子と知つたうえでも引き取り実子同様に育て始めたケースもあり<sup>37</sup>、中には溺愛していた貰子の実親が見つかつて預親が落胆している話もあつた<sup>38</sup>。預親は実親が見つかったことについて、「お一人子の長男と聞いてはどうすることもありませんが、お次男でしたら、しがみついてもお貰ひするのです、それにしても私でさへこんなに可愛いのですもの、親御になつたらどんなに可愛いことでせう」と語り、記者の前で

---

少なからぬ女性が経済的自立をせざるをえなくなった点でも関東大震災は歴史的画期であつた。

<sup>37</sup> 「我が子の代わりに人の子を」、帝都罹災児童救援会編・発行『関東大震大火全史』、1924年、pp.643 - 644。

<sup>38</sup> 1923年11月4日『東京朝日新聞』夕刊2面の「めぐり合つた父の喜び」。

## 近代日本の災害時における児童・未成年者のあり様

泣き伏したとあるが、ここには「家」の都合や将来の労働力といった打算を超えて、子どもを心から愛し慈しむ姿が見られるのである。ちなみに当該の預親は石炭業を営む資産家夫婦であったが、このように上層中流以上の家庭では児童愛護的な意識がある程度見られつつあったと言えよう。

こうして新聞報道では児童愛護的な話や近代家族観に近い感覚が頻出してきただけとはいえ、児童・未成年者の視点で関東大震災時の現実社会を見た場合、居住地や親の有無、親の財産状況や社会的地位—社会階層と言うべきか—、ジェンダーによって置かれた状況は全く異なり、親の社会階層が低いほど、その苦難は大きなものとなった。それだけでなく、実は上層中流の児童・未成年者たちさえも比較的恵まれていたが故に、震災時においては逆に成人同様の振舞が求められたのである。実際に【全篇】『関東大震災大火実況』、1923年（注36）では未成年者たちが社会奉仕する姿が何回も映写されているが、6分30秒から7分40秒の部分では「倒れた家をくぐって救助に努める勇敢な少年団」と題して、少年団と成人たちによる水の配給や少年のみで成人を救助している様子が撮影されている。この他に30分14～34秒の部分でも、中学生たちが無償で成人に白湯を提供するシーンが映し出されており、未成年者による広い意味で「孝子」が行われたことが判る。しかも危険な場所において未成年者のみで救助させることについて撮影者・編集者たちが違和感を持たず、勇敢と称したのは、児童・未成年者はできることで成人に仕えるべきといった孝子褒賞的な意識があったためであろう。これら以外にも自警団の成人と共に行動する少年団の姿(26分22～34秒)もあるが、火の用心を喚起する行進のようである(自警団がもたらした児童問題についてはこの項の最後で述べる)。

だが震災時にそれ以上に悲惨な状況に置かれていたのは、貧困層の女性と児童であった。1923年9月15日の大阪朝日朝刊7面に掲載された「豪雨に悩む避難者の群れ」では、食糧が来ても当初女性と児童にはろくろく配分されず、帝大生の世話でやっと平等になったことが触れられているし、9月19日の東京朝日朝刊2面の「食ふ為めに一家離散 焼跡の警視庁相談所に殺到する涙の罹災民」でも17日に押しかけた千数百名のうち3分の2は親兄弟に死に別れた少年少女であったとしている。男性向けの仕事(人夫)の需要はあっても女性や児童・未成年者には仕事が割り当てられなかった訳で、震災後はこれらの者たちの経済的立場の弱さが露呈したのである。

そして貧困被災者たちの多くはバラック等で当座の生活を送っていたが、その環境が児童・未成年者たちに与えた悪影響は甚大であった。具体的に言えば、10月半ば

頃、日比谷バラック居住者の児童たちは深刻な健康状態に陥っており、505名のうち132名（男子56名、女子86名）が栄養不良、トラホーム重篤16名、貧血41名といった状態で、授業受講に堪えられない児童が多く、かつ女兒の頭には虱が巢食していることがあった<sup>39</sup>。限られた食料が家庭内で男児優先に配分されていたことがここからも窺われる。日比谷・九段バラックに関しては、食料問題がある程度解決した後にも色々と問題があったようで、男児の不登校率の高さの他に、入浴できていない児童たちが問題視されることになった<sup>40</sup>（1か月に1度も入浴しない者が8人、1か月に1度が29人、2度が23人）。なおこれらの話を傍証するような絵葉書<sup>41</sup>が今でも現存しており、その絵葉書の一部を切り取って拡大したのが（写真2）である。

（写真2）関東大震災後の日比谷公園における避難所の様子



（資料）絵葉書「関東大震災 東京日比谷公園内避難場」、筆者所蔵

<sup>39</sup> 1923年10月17日『東京朝日新聞』朝刊7面の「仮小屋児童の悪い遊 健康状態も悪い」。

<sup>40</sup> 1923年12月12日『東京朝日新聞』朝刊6面の「此頃は罹災児に元気がない 児童の睡眠を第一に 入浴も度々するやう」。無論、バラック生活者のみならず、被災後の児童の状況は悲惨で、小学児童の約半数が震災後に栄養不良に陥っていたとの報道もある（1923年11月27日『東京朝日新聞』夕刊2面の「震災後こんなに殖江た栄養不良児」）。

<sup>41</sup> 身近に触れられるメディアがほぼ新聞のみで、かつ幻灯上映会が何かあれば時々開催される程度であった当時において、被災地の状況を素早く知らせる手段としてよく使われたのが絵葉書であった。ちなみに北原糸子・松浦律子・木村玲玖編『日本歴史災害事典』吉川弘文館、2012年、p.150によれば、関東大震災時に最も求められた絵葉書は被服廠における多数の焼死体の写真であった。また同書pp.166-167の沼田清「震災写真の虚実」によれば、絵葉書にはあからさまな改ざんが見られることもあり、「惨害前の被服廠跡の避難民」とされて売られた絵葉書は宮城前の避難民であった。したがって絵葉書を資料として利用するにはある程度注意が必要と言えよう。



## 近代日本の災害時における児童・未成年者のあり様

(写真 2) は上記の新聞記事の話より前、恐らく服装からして震災後 1 か月以内、9 月半ばより前に撮影された可能性が高い。したがって上記の新聞報道以上に被災者たちが過酷な状態に置かれていた時の写真である。これを見ると、立位の無帽・法被姿の男性と白シャツの男性、しゃがんでいるカンカン帽の男性は手に茶碗を持って食事をしているのに対し(カンカン帽を被った法被の立位の男性も茶碗を持っているように見えるが不分明)、女性たちと男児は食事をしていない。もしかするとここは貧困者<sup>42</sup>向けの臨時の一膳飯屋であった可能性がある。(写真 1) との比較で(写真 2) を見ると、興味深いのは、男児と座位のカンカン帽の男性との関係である。(写真 1) の子どもたちには自分から成人たちに働きかける様子はないが、(写真 2) では男児からカンカン帽の男性に話しかけているように見受けられる。その逆でないと思われるのは、当該男性が男児に不機嫌そうな顔を向けているためで、男児から何か言われての反応ではなかったかと考えられる。男児は姿勢からしてもカンカン帽の男性と同等な態度を見せているように見え、明らかに一個人として成人に向き合っている雰囲気があり、それもカンカン帽の男性の機嫌を損じた一因であったのかも知れない。

ただし一見元気に見えたこの男児は左足小指に異常があったようで、小指が親指と変わらない大きさに見えたため、写真を拡大して確認したところ、何かを小指に被せているように見受けられた。怪我をしていたのであろうか。高齢女性の方は周囲の女性が姉さん被りをして塵除けしているのとは対照的に髪をむき出しにし、胸ははだけ、虚ろな目をしており、正常な精神状態でないことが看取できるが、彼女の異常に誰も気を留めていない様子も窺われる。要するに(写真 2) からは、避難所にいた貧困層の間で女性・児童が自分たちを差し置いて成人男性の福利を優先させていたことが見て取れるのである<sup>43</sup>。最たる災害弱者であった貧困層の女性・児童は避難所でややもすれば最低限の肉体的保護すら受けられなかったことが図らずも(写真 2) には表れていると言える。

もっともそうは言っても、上記災害時と大きく異なるのは、公的機関、東京府が不十分とはいえ、こうした貧困層の「私」や「公(民)」における児童保護の問題を全く

<sup>42</sup> 当時、社会階層を問わず男性は一步でも外に出かける時は帽子を着用するのが普通で、社会階層が高い者はシルクハットや山高帽を着用し、新中間層ではパナマ帽、商人や職人は鳥打帽を愛用し、カンカン帽もよく用いられた。ところが(写真 2) における立位の男性 2 人は帽子を着用していないことから、未成年か一人前とみなされていない職人、もしくは最底辺の貧しい職人であったことが推察できる。

<sup>43</sup> この絵葉書の撮影日時は不明であるが、平日ならば、この男児は家の手伝いか、何らかの事情で学校に通っていなかったと見ることもできる。

放置したままにはしなかったことである。実際に東京府は託児所や授産場の建設を進めた他、1924年4月には大井町鑑ヶ淵、王子町榎町、大島町の3か所に隣保館設立を決定し、託児以外の児童健康訪問、診療、図書部、人事相談にも対応することとなったが、その際には「凡て児童の個性を観察し成るべく個別的指導の理想を実現するに努める方針」を掲げていた<sup>44</sup>。だが現実には児童保護関連の社会事業の展開は、児童の権利への高い意識に基づいていたというよりは、貧困者救済の意味も含まれており<sup>45</sup>、いわば児童保護と貧困問題は表裏一体で考えられていた点が特徴的であった。この点は1920年代以降、両者を分離して考えるようになった西欧とは対照的である。

しかも関東大震災以降、従前よりは児童保護を軸にした社会事業が本格的に展開されたとはいえ、これらの事業が最も弱い立場にある者にまで本当に及んだのかと言えば、話は別である。1925年2月3日の東京朝日朝刊7面に掲載された「盲目の両親を抱へてけなげに働く孝行少年」はその典型的事例であろう。ここでは11歳の児童が渋谷の高等小学校に通いながら盲目の父親（鋳物師→按摩業）を支え、家事労働も行う話を美談として伝えているが、こうなった原因は父親の関東大震災での被災であった。その両親は彼について「●にとんだ苦勞をさせて、本当に私達も意気地がなくおはづかしいことです」「五十銭の月謝もろくに払へないやうなことがあります、小さい子供には堪江られぬことでしたらうが、●はなんにも云はずにせつせと父の世話をしてくれました…」と言っている。結果として、こうした児童の態度に役場・学校が感動して救済を行ったようであるが、ここでは救済する側の根強い孝子褒賞的な価値観が見えると同時に、親の方は自分たちが本来は児童を保護すべきなのにこうなってしまったという恥の感覚が浮き彫りにされている。

だがこの児童は極貧の状況とは言え、まだ能力も高く自助努力で何とかなっていたが、現実には心身ともに弱い児童は震災によって就学機会すら奪われることになった。1925年4月3日の東京朝日夕刊2面によれば、東京市全体で新規入学者は本来であれば33742人であったが、現実には33175人に留まり<sup>46</sup>、570人は震災の影響で心身

<sup>44</sup> 1924年4月30日『東京朝日新聞』朝刊10面の「府が三箇所隣保館」。

<sup>45</sup> 1924年2月28日『東京朝日新聞』朝刊10面東京版の「復興に働く者のため 幼児の託児所を 罹災児童に学用品 職なき者に授産場」。

<sup>46</sup> この関連で言えば、地方に避難した児童の問題も深刻で、1923年9月27日『東京朝日新聞』朝刊3面の「小学生は一万余」によると、東京市民のうち災害で千葉に逃げた者は一時12万人に上り、27日頃の時点では半減して6万人になったものの、そのうち小学生は1.5万人であった。急増した子どもたちに地元教員たちが対応に追われ、各小学校では

## 近代日本の災害時における児童・未成年者のあり様

ともに弱くなり、就学猶予・免除を受ける羽目になったのである<sup>47</sup>。

就学猶予・免除を受ける児童の中には、障がい児も少なくなかったが、まさに彼らは震災によって人権を蹂躪された最大の犠牲者であった。仮に彼らは就学できたとしても、今度は別の意味で厳しい状況に直面せざるを得ず、それに関しては、1924年に東京市萬年尋常小学校が東京市に宛てた身体虚弱児に関する報告書に詳細が記されている<sup>48</sup>。

## 七、将来ノ計画

本学級(筆者注一身体虚弱児向けの学級)八大正十一年十二月一日編成シ同十二年八月末日迄ニシテ僅カ九ヶ月ナルガ意外ニ其効果顕著ナルヲ見テ設備上並ニ實際取扱上相当考慮スルモノアリシモ予想セサル大震災ノ影響ニヨリ学級編成上及施設上ニ大障害ヲ来シ今日ニ於テハ本学級ノ施設ヲ見ルコト能ハサルヲ遺憾トシ居レリ

元来身体上ニ欠陥アルモノ又精神上モ欠陥アルハ免レサルコトナリ之レヲ考慮セス彼等虚弱児童ヲ普通一般児童ト同一ノ場所ニ只漫然ト同一ノ取扱ヲナシ而モ其成績不良ノ罪ヲ彼等ノ不注意怠慢ニ帰シ鞭撻督励スルモ其効果ナクハテハ到底救済ノ見込ナキ痴鈍児低能児トシテ取扱ハルルナリ。是等可憐ナル虚弱児童ハ完全ニ義務教育ヲ受け得サルノミナラズ心身益々萎縮シ終生立ツ能ハザル落伍者トナルナリ。彼等好ミテ不注意ニ怠惰ニ其日ヲ過スモノニアラス身体ノ有機的欠陥ガ茲ニ至ラシムルモノナリソレ故ニ彼等ノ身体上ノ故障ヲ除去シ健康ノ増進ヲ計ラバ根本的ニ救済スルコトヲ得テ而モ世ノ落伍者タラシメスシテ幸福ヲ与フルコトヲ得ルナリ。

コノ問題ハ多々教育政策上ノ見地ヨリ必要ナルノミナラズ実ニ社会政策上將タ又刑事政策上経済政策上ノ見地ヨリコレ等虚弱児童ノタメニ特別救護施設トシテ常設ノ林間又ハ海浜ニ療養所設置ヲ希望シ居ルモノナルガコレガ実現ヲ見ル迄ハ特別保護学級編

---

一つの机に3人を座らせる始末であったという。なお、東京市もしくは東京府以外に避難した罹災児童については、東京市だけで59986人、東京府全体では114514人に上ったが、就学手続もしくは帰市の見込がある者はそれぞれ11733人、31983人に留まっていた

(1923年10月6日『東京朝日新聞』朝刊1面の「散布した罹災児童 東京市の調査」に基づく数値から計算)。ちなみに富裕層が多い麹町では就学手続や帰市の意思が高いのに対し、スラムが多かった下谷では1万人以上の児童が戻ってこなかった。貧困児童は一家離散か、移住を余儀なくされたのであろう。

<sup>47</sup> 関東大震災によって不就学率は急上昇したことは言わずと知れた話であるが、これを『日本帝国統計年鑑』の数値で示すと、1922年は男子1.02%、女子1.31%、全体1.16%であったのに対し、1923年には震災の影響で2.89%、3.22%、3.05%となり、それぞれ2.83倍、2.45倍、2.62倍に跳ね上がった。ただし1924年には0.77%、0.95%、0.86%と大幅な改善を見ている。

<sup>48</sup> 『大正十三年 学校衛生 冊ノ九八』(東京都公文書館所蔵、305/E6/7)に所収。

### 成ノ復活ヲ企図シテ救済セントスルモノナリ(太字傍線:筆者)

報告書では、震災前、万年尋常小学校には身体虚弱児（恐らく身体障がいのみならず知的障がいも含んでいるであろう）に配慮した特別学級が設けられ、教育的成果が上がっていたのに対し、震災後それが不可能になり、身体虚弱児が普通学級に入れられて屈辱的な扱いを受けていること、心身の萎縮から彼らが落伍者になる恐れがあることが叙述されている。身体虚弱児への配慮ある対応・学級編成を求めている点でこの報告者は児童を少なくとも「保護される客体」と考えていたと言えるが、他方で配慮を求める理由は社会政策上、治安政策上、経済政策上によるものであって、児童一人の権利を意識してのことではなかった。いずれにせよ、震災は弱者の中の弱者を長期にわたって追い詰めてしまったが、その後の社会事業が彼らを人間らしい状況に引き上げるのに追いついていなかったことがこの報告書からも看取できる。

最後に障がい児と治安対策との関連で付言すると、関東大震災時には聴覚障がいの10代の児童二人が両親を探していた際に自警団に殺される事件が起きていたようである<sup>49</sup>。ただこの話は典拠が明確でないうえ、日時・場所が特定できず、事実かどうかを確定することができていない。もし事実であれば、これはこの頃高まっていた児童保護・愛護の動きとは対極のおぞましい惨劇である。だが逆に殺人が事実でないとしても、(写真3)<sup>50</sup>の中で幼児と思しき人物が竹槍を持ち、自警団の成人たちと一緒にいることは、成人が身内の児童に不審者の殺傷を容認していたことを意味する。つまり自警団に参加した児童・未成年者たちが物理的には全く人を殺めなかったとしても、怪しい者は年齢を問わず殺して良いといった集団ヒステリーの中であれば、彼らの存在自体が別の児童・未成年者たちに恐怖を与えかねなかったことは容易に察しうる。このように児童が別の児童の生きる権利を奪いかねない状態が関東大震災時にあったことはもっと広く認識され、深く反省されて然るべきではないかと筆者は考えている。

<sup>49</sup> 松浦総三『東京大惨害ドキュメント:関東大震災と東京大空襲…次の東京大惨害の日はいつか?』、自由国民社、1972年、pp. 58 - 59。

<sup>50</sup> この写真は注49のp. 49でも使われ、多くの書物で散見されるが、その原典と思われるのは、内務省社会局編・発行の『大正震災志写真帖』、1926年、p. 122である。

## (写真 3) 麻布方面における自警団の護衛



(資料)内務省社会局 編・発行の『大正震災志写真帖』、1926年、p.122より引用。

## ② 関東大震災の頃の児童・未成年者観と震災が児童・未成年者たちにもたらした影響

関東大震災の頃に首都圏に居住していた成人たちに見られた児童・未成年者観を一言で表せば、古い価値観と新しい考え方の混淆であった。肉体的保護に留まらず、その精神面も重視した愛護の発想は新中間層に広がりつつあったものの、貧困層では女性・児童・未成年者たちが何かと不利な状況に置かれがちであったからである。ただ前述の「盲目の両親を抱へてけなげに働く孝行少年」を見ても、貧困層の親の中でも本来であれば子どもは「保護される客体」として扱われるべきといった発想は生まれつつあったし、児童も預り先について自分の意思を明示する等、自分が家庭に保護されるべき存在として認識し始めていた点では、前時代と画していた。もっともこれらの感覚は東京という児童救済の最先端を行く大都市ならではのもので、かつ特にインテリ層を中心とした社会階層に強かったのであって、このような新感覚が当時の日本全体に広がったと見るのは早計である。

そして前時代と比較したもう一つの相違は、震災後の児童保護事業を通して、一部女性の地位向上、社会進出が見られたことである。児童の社会的養護の発想から託児所・隣保館等が建設されたことは前述したが、その際に求められたのは育児に関する知識を持つ女性たちであった。日本女子大学校の桜楓会のみならず、東京婦人連合会も児童保護部を新設して東京市との連携を取っていた<sup>51</sup>、西欧の影響も受けた児童

<sup>51</sup> 1923年11月4日『東京朝日新聞』夕刊2面。

愛護デーの開催時には(12月9日)、女性ばかりが並んだ街頭での写真が掲載されたのである<sup>52</sup>。換言すれば、児童を支える「公(民)」の充実への動きは、一部には限られていたが女性をも力付けたのであった。

だが被害全体から見れば、児童保護に関わる社会事業施設はまだ僅かに過ぎなかったから<sup>53</sup>、多くの女性は社会的地位向上の恩恵を受けることはできなかった。それは上流もしくは上層中流の女性も例外でなく、彼女たちは多大な経済的援助をしていていた親を震災で失った後は、東京を逃れて以前ならば考えられない職に就くこともあった<sup>54</sup>。付言すると、こうしたケースが稀でなかったことは、1937年度『東京市統計年表』における男女比の統計も傍証している。1920年の東京市では男女比が女100に対し男が113であったが、1923年11月には男123となり、以後は徐々に男の比率が減ったものの、震災前に近い数値(117)になるには1935年頃まで待たねばならなかったのである。

ちなみにこうした男女比のバランスの悪さは独身の男女のみならず、夫婦のあり様が変わったことを意味し、児童・未成年者の視点から見た場合、家庭の不安定化という形で顕在化した。実際に震災後に生活に困ったため、夫婦の一方が都会に残り、一方が地方に行くといった現象が見られたから<sup>55</sup>、この現象は場合によっては両親の離婚や一層の経済的困難、虐待にもつながったであろう。

その関連で言えば、明治三陸海嘯までの災害と関東大震災で大きく異なるのは、震災後の他府県への人口移動が顕著化しただけでなく<sup>56</sup>、その性質にも変化があったことである。以前の災害であれば、例外はあるにせよ、概して当該成人被災者は地元に残り、外部者が児童だけを救済のために地域社会から引き剥がし、都市部及びその周辺の育児施設に送り込むのが普通であったが、関東大震災では家族もろとも逆に地方に逃れ、児童も一緒についていくケースが多かった。あくまでも仕事を求めて地方から上京してきた者たちは、東京に対する地元意識も希薄であったから、仕事や生活拠

<sup>52</sup> 1923年12月9日『東京朝日新聞』夕刊2面。

<sup>53</sup> 1925年6月19日『東京朝日新聞』朝刊3面の「虐待さるゝ東京の児童」。

<sup>54</sup> 春日靖軒 編『大正震災後日物語』、聚文館、1923年、pp.188-189に掲載された「令嬢の八百屋」によれば、千葉市内で行商をしていたのは、震災で両親を失った神田区の薬種商の一人娘(19歳)で、千葉の豪農に嫁いだ友人の家に身を寄せていた。また行商をしていたのは冬の着物を誂えるためであった。

<sup>55</sup> 「災害後は安直に結婚離婚が多い」、注54と同じ、pp.214-215。

<sup>56</sup> 注21と同じ、北原糸子「関東大震災」、p.433によれば、70~80万人が自らの出身地に帰郷したとされる。

点がなくなれば、その地で生活再建するのではなく、別天地を選ぶことも多々あったのである。しかし東京周辺では彼らを受け入れられるほど、社会的インフラ等のキャパシティがなかったことは注 46 の通りで、被災児童は避難先の状況によっては十分な教育を受けることが困難になった<sup>57</sup>。障がい児教育における悲劇については先述したが、一般児童もこうして基本的な教育権が脅かされた訳で、よく考えると、この問題は今後首都圏直下型地震が起きた場合、再び深刻な形で浮上するに相違ない。

しかも震災は一時的に高まっていた児童保護・愛護の動きを止めてしまっただけでなく、児童・未成年者に小さな成人としての振舞、広い意味での「孝子」を求める成人たちの本音を露呈させた。「孝子」の発想は、実は現代日本のヤングケアラー問題にも通じるところがあり、いわば関東大震災の際に見られた小さな成人としての振舞を強制する社会的雰囲気は、過去のものとして一笑に付すことはできないのである。

そのうえ、関東大震災時に成人たちの一部が自警団活動を通して、児童・未成年者たちに生存権とは正反対の価値観を植え付けたことも忘れてはならないであろう（そもそも生存権の発想すらなかったから尚更である）。児童の権利の視点から見れば、明らかな後退現象であった。つまり関東大震災は児童保護にまつわる社会事業を発展させ、救済における「官」と「公（民）」の連携を強める契機にはなったものの、他方で公的救済義務の不在といった社会的瑕疵や成人のエゴによって児童・未成年者たちへの人権侵害はその後も絶え間なく続いたのである。

## 2. 災害報道に見る児童・未成年者たちを取り巻く社会環境の変化

それでは 1 章で検証した各災害の報道を児童・未成年者等に関する視点から整理した場合、何が見えてくるのであろうか。前章と重複する点も多々あるが、ここではあらためて 5 つの切口から考察する。

---

<sup>57</sup> こうした状況を受けて、物資援助や人の受入で積極的対応をしたのが大阪であったことは諸記事を見ても明らかである。なお、大阪市公文書館が現在所蔵する『大正十二年 関東震災救護情報綴』（簿冊番号 00010904）の中には『大正十二年 震災地救援事務 罹災学童収容 教育部』が所収されているが、この史料には転校してきた児童の氏名、被災地、転校先が記入されている。これを見る限り、大阪市では 11 月初旬以降、本格的に各小学校に被災児童を割り当てていたことが判る。

### (1) 災害による児童・未成年者たちの被害をどうジャーナリズムは報じたか

磐梯山噴火時の報道は、児童・未成年者への独自対応が必要という考え方以前の段階に留まり、人と馬の死が同様に扱われる等、人の死を物損に近い発想で扱っていた。また児童たちが食料を得るために20キロ近く歩いた事例に関しても、災害弱者たちがこうした事態に陥っていることを問題視する様子はなく、いわば児童・未成年者に寄り添う視点は見られない。もっとも濃尾地震時になると、もし子どもであったならば避難できるかといった児童・未成年者の視点が僅かに見られるが、他方で労働力として成人同様の期待があり、児童・未成年者としての配慮は皆無に近い。

それに対し、明治三陸海嘯の頃になると、児童・未成年者を実際に観察し、その気持ちに寄り添う目線での取材が行われ、生々しい死や怪我の状況が報道された。また報道のスタンスとしては、「保護される客体」として児童・未成年者を見る向きがない訳ではなかったが、どちらかといえば上から目線的な憐れみがまだ強かった。なお、村が全滅する状況の中では当座の救助もさることながら、地元での児童・未成年者への中長期的な対応は難しく、都市部の民間慈善団体の本格的活動が報じられることになったが、その過程で結果的に被災児童・未成年者は「保護される客体」として、一時的ではあれ、広く認識されることになった。

ちなみに明治三陸海嘯では、新聞社もさることながら上毛孤児院等の育児施設も救済用寄付を集める手段として、写真・幻灯を「効果的」に使用した。そしてその中には子どもをはじめとする無残な個別遺体が含まれていたが、当時は亡くなった個別個人の尊厳よりも災害の残虐性を訴えて寄付金獲得することを優先し、それを当然視する傾向があった。しかしそれは同時に部外者の猟奇的で興味本位の嗜好を満たすことを意味したのである。

ところが関東大震災では、大阪毎日新聞社編・発行『関東震災画報 第1～3輯』、1923年を見ても、個別個人を想起させる遺体を曝す写真は皆無で、被服廠跡の写真でも骨灰の写真が掲載された程度であった。むしろ生きている被災者たちの様子が前面に出ている。これは当時被服廠での多数の焼死体の写真(絵葉書)が警察によって販売禁止されたことにも表れているように<sup>58</sup>、災害の残虐性が前面に出ることは猟奇的人々のあり様を容認して、治安維持に悪影響をもたらすと考えられたからであろう。つまり警察は個人の尊厳を重視したうえで、無残な遺体写真を表に出さないといった

<sup>58</sup> 注21と同じ、p.150によれば、警察は何度も版元を追及して販売禁止を試みたが、密造されて巷に出回ったとされている。



方針ではなかったが、結果としてこの方針は死者の尊厳を守る方向に働いたのである。

付言すると、関東大震災時には、記事内容に関しても、前述の明治三陸海嘯時の女児救済の話のように、児童・未成年者に対する興味本位的な視点は皆無であって、被害児童・未成年者たちの行く末を案じているものが多い。個別児童の生の声や被災後の生活に関する取材を見ても、憐れむべき存在といった視線は弱まり、保護を必要とする一個人として描かれ始めたと言えよう。既述のように、親が行方不明の乳飲み子を貰っていた家族とその実親が再会できたのも新聞報道があったからだと言っていたが<sup>59</sup>、これは新聞社が明治三陸海嘯の頃と比較して客観性を強めただけでなく、紙面を通して児童を家庭に戻す社会的役割を自覚し始めたためと思われる。四半世紀を経て、メディアは記者が個人的に児童・未成年者を憐れむに留まるレベルから、情報提供を通して家族同士をつなげ、児童個人個人を社会的に救済するレベルへと転換したのである。恐らくこの状況は、貧困対策や児童救済が1920年代以降、個人レベルで行われていた慈善事業から「官」「公（民）」が一体化して行う社会事業に転換し、大規模化したことも影響しているものと考えられる。

## (2) 親と別れた児童・未成年者たちを社会はどう受けとめたのか

児童・未成年者にとって災害時に最も悲惨とも言うべき経験は、怪我もさることながら、保護者の行方不明・死亡であろう。しかし磐梯山噴火・濃尾地震の際にはこうした関心では記事は書かれていない。ただし濃尾地震時には、短期的には教育所への収容、長期的には民間慈善団体等に預ける動きが出始め、児童・未成年者の社会的保護が不十分とはいえ動き出していたのは確かである。

災害による親との死別が生々しく書かれるようになったのは明治三陸海嘯の時で、諸記事からは親子の絆が突然立ち切られる問題の切実性が全面的に伝わってくる。しかし社会的対応は相変わらず不十分で、地元での児童救済ができないがために、都市部及びその周辺の民間育児施設に預けられるケースが増え、兄弟姉妹が不本意に引き離されることが少なくなかったのは上述の通りである。もっともこのことで民間の育児施設は急増し、かつこれらの全国的ネットワークが形成される契機にはなった。

関東大震災時も被災児童が社会事業施設に預けられるケースは少なくなかったが、以前と異なるのは、児童が主体的に新たな家庭を求めたい気持を表し始めたことであった。また親側も子どもを失った後、「家」継続といった意識とは別に、愛情をはぐ

<sup>59</sup> 注38と同じ。

くむ場として新たに家庭形成を望むことが多く、それは前述の乳飲み子の話だけでなく、他でも見られたのである<sup>60</sup>。

### (3) 児童・未成年者自身は災害の中で自分の社会的立ち位置をどう考えていたのか

児童・未成年者の生の声が磐梯山噴火や濃尾地震の頃には報道で見られなかったことは上述したが、これは物理的な取材力の問題もさることながら、成人側に児童・未成年者を小さな成人とは異なる存在として扱う意識が殆どなかったことにもよる。濃尾地震時には児童労働が普通に行われていたし、かつ親を支える貧困児童が美談として扱われたように、児童・未成年者の子どもとしての本音は伏せられたままであった。

明治三陸海嘯時になると、児童・未成年者の本音がある程度明らかにされたが、彼らの声は救済されたことに感謝する反面、兄弟姉妹の離別を我慢しているところがあり、主体的に自分がして欲しいと思っていることを発するには至っていない。それは家の下敷きになった女兒が救助される際に手拭を要求したりしたことが「中々元気なり」と評されたように、児童・未成年者が成人に向けて自らの意思を示すことは生意気として受けとめられたからであろう。

もっともそれに対し、関東大震災時には、児童・未成年者が自分のして欲しいことや子どもとしての本音を成人にある程度表現するようになったと言って良い。四半世紀以上前の上記災害時の児童・未成年者と比べて、社会的立ち位置が高くなり、彼ら自身もそのことを自覚していたと言えよう。ただその背景には首都東京といった土地柄が影響しており、特にインテリ層等、一部ではあるが成人側に児童・未成年者の立場に立って考える意識が高まったことが大きかったと思われる。現に関東大震災が従来の地方での災害と異なるのは、児童・未成年者の声が書籍としてまとめられ販売されたことで<sup>61</sup>、それだけ児童・未成年者のあり様に対する注目度が高く、彼らの社会

<sup>60</sup> 「救はれて養女の約束」、高崎雅雄編『大正震災哀話』、光明社、1923年、pp. 38-39によれば、震災時に相生橋に避難した男性Aは次女を見失い、捜索願を警察に出していた。他方、その次女は猛火の中で川に飛び込んで人事不省となった時に救済され、その後娘を失った別の男性Bが孤児として引取り、大事にされていた。なおこの次女に関しては、新聞で行方不明と報じられ、それに気付いたBはAに照会し、Aは43日目に次女と再会したが、Bはその次女が自分の亡くなった娘に似ていたことから、養女にしたいと申入れ、合意がなされたという。ここでも新聞報道によって、ある種の児童救済がなされていたことが確認できる。

<sup>61</sup> 具体的には尋常小学校から高等小学校の生徒の文章を集めた、初等教育研究会編『子供の震災記』、目黒書店、1924年が挙げられる。同研究会長の佐々木秀一は序の中で「…ところが、真実味を最も多く持つて居る点からいへば、世に子供の作品に勝るものはない。近來の研究は、子供の作品から、独り真実味の豊富ばかりでなく、広義の芸術的価値も頗る豊かなもので

## 近代日本の災害時における児童・未成年者のあり様

的地位は他地方より高かったことを傍証している。とは言え、繰り返し述べてきたように、これはあくまでも地方と比較した相対的なもので、かつ一部の社会階層に限定された話であって、震災時における様々な形での児童・未成年者たちへの権利侵害を考えると、現実の彼ら全般の立ち位置は決して高いとは言えなかったのである。

## (4) 災害の中で子どもの教育を社会はどう考えたのか

児童・未成年者の社会的地位を象徴する典型的事例は教育であり、成人たちがどれだけ児童・未成年者たちに教育の便宜を図ろうとしているかが、児童・未成年者たちの社会的地位のバロメーターであることは言うまでもない。磐梯山噴火時には全くこうした視点は見られず、濃尾地震時も小学校復興に関心を示す記事はあるものの、実際は復興が半年以上遅れ、年が明けてもなかなか再開できない所が多々あり、教師の個人負担が増えて自殺が起きる等、社会的対応は甚だ不十分であった。それと比較した場合、明治三陸海嘯の際には、小学校復興は部分的には2週間程度でなされ、高等小学校舎が病院に充てられたものの、舎外で毎日2時間授業が行われた記録がある<sup>62</sup>。ここからはそれだけ教育への社会的関心が濃尾地震時よりも高まっていたことが推測できる。

なお、関東大震災時には注46をはじめ、小学校教育に関する詳細な統計調査が行われており、市外に逃れた小学生たちのために教師を派遣するなど、積極的に教育を行う意識が見られたうえ、行政側も社会教育的な意識を高め、学校以外の教育の場(隣保館)を設け、個性尊重の教育をそれなりに模索した。その意味では従来の災害時とは比べ物にならないほど格段に教育が進歩したと言えるが、それは東京であるから可能であったと言えるし、その東京でも震災後には障がい児教育問題や避難民の児童・未成年者たちの教育格差問題が顕在化する等、解決すべき問題は山積していたのである。

## (5) 災害の中での女性と児童・未成年者について

児童・未成年者と並んで災害弱者として注目されたのは女性であったが、女性に関心を向けた記事は明治三陸海嘯の頃から見られるようになる。しかしこれは母子に注

---

あることさへ発見した。」と述べており、児童の心のあり様に対して全幅の信頼と尊敬を表している。

<sup>62</sup> 鈴木巖「大海嘯の痕(三)」、1896年6月30日『東京朝日新聞』2面。

目した際の母としての女性であって、女性個人に着目したものではなかった。

その点、関東大震災では母子関係等の係累と関わる形ではなく、社会的養護・児童愛護の担い手として女性が台頭してきたことは他の時代と画していた。ただそれが一部のインテリ女性の地位向上にはつながっても、一般女性のそれにはつながらず、庶民の間では、女性と児童・未成年者は配給割当てで不公平な思いを受ける等、差別的待遇を同様に受ける立場でもあったことは上述の通りである。

だが戦前日本における社会的連帯の視点で考えた場合、女性と児童・未成年者の存在は決して無視できないものであった。何故ならば、戦前日本で社会的連帯が全国的に広がる契機は主に戦争と災害であったが、特に災害時において女性と児童・未成年者は単に被災者に留まらず、時には能動的な救援者となったからである（(写真2)もそれを象徴しているかも知れない）。実際に全国的な義捐金募集では小学生たちも成人同様に動いたし、関東大震災直後の児童愛護デーにおける街頭での呼びかけは女性によるものであった。

仮にこうした社会的連帯に直接関わらなかったとしても、女性は最も根幹的な所で災害時の社会的安定に貢献していた。たとえばそれは前述の【全篇】『関東大震災大火実況』の映像にも表れている。まず同映像の17分40秒から18分1秒にかけて映し出される尋ね人の所で所在なく座っているのは圧倒的に男性であって、女性は2人のみで、しかも高齢に見える。また18分36秒の部分には、雨露をかろうじて凌ぐ家族の姿が映し出されているものの、男性は所在なく座っているだけなのに対し、その妻と思われる女性は奥で洗濯をし、子どもの面倒も看ていた。つまりこのような女性たちの勤勉さと内助がなければ、恐らくより多くの家庭が崩壊し、社会全体が一層混乱していたはずである。女性の家族維持のための努力は当時自明の理と思われていたせいか、このことに直接触れている記事はないが、図らずも『関東大震災大火実況』はその「社会貢献」ぶりを映し出していたのである。

## おわりに

### —児童・未成年者等の弱者の人権侵害につながる歴史的心性はどう形成されたのか—

ここまで災害報道に見られる児童・未成年者のあり様について、主な災害ごとに検証してきたが、時代を経るにつれ、成人とは異なる存在としての子どもといった意識が高まっていたことは確かであった。ただ児童・未成年者の権利保護の視点で見た場

## 近代日本の災害時における児童・未成年者のあり様

合、第1次世界大戦後の西欧の影響を受けた現代的な児童観や近代家族観が一部表れていた1920年代の東京ですら、災害時には児童保護・愛護の動きが後退し、その対極とも言うべき事態が生じたことは留意すべきであろう。そして震災後には前年に高まりを見せていた児童虐待防止運動等は急速に停滞したうえ、震災を起因とした経済状況の悪化もあって、児童のみを対象にした総合的な児童扶助(保護)法成立よりも、全般的な貧困救済の方が優先されて救護法が成立したのである<sup>63</sup>。しかも関東大震災後も日本を震撼させるほどの自然災害は続いたが(1931・34年の東北大凶作、1933年3月3日の昭和三陸津波等)、被災地が都市部でなく、経済後進地であったこともあり、その際の児童・未成年者対応は関東大震災時より改善するどころか、むしろ娘の身売りが日常的に横行する等、児童・未成年者への人権侵害は常態化した<sup>64</sup>。つまり災害時の児童・未成年者の苦い経験は、次の災害の被災児童・未成年者たちの処遇改善に直接つながったとは言えない訳で、この点は第1次世界大戦で多くの児童・未成年者を失ったことを教訓にして、西欧で貧困救済とは別に一個人として児童を尊重し、その権利が謳われるようになったのとは対照的であった。この相違が生じたのは、児童・未成年者の命を脅かす事態が人為的な総力戦によって何年も続いた西欧と違って、防ぎようがない一時的でかつ局地的な自然災害による児童・未成年者の犠牲は、戦争と異なり人事の及ぶところでないといった意識が何処かにあったためであろう。それに加え、人口構造的に第1次世界大戦前から徐々に少子化が始まりつつあった西欧<sup>65</sup>と多産多死型構造が第2次世界大戦後の一時期まで続いていた日本では、個別児童・未成年者の社会的立場が元々違っていたとも言える。

要するに戦前の災害時報道において、児童愛護の視点が多少なりとも見られたのは関東大震災時位で、その後の災害ではこの視点が後退傾向で、肉体的保護に関心が集

<sup>63</sup> 小松隆二「わが国における社会事業の時代と児童保護」、『三田学会雑誌』74(2)、1981年、慶応義塾経済学会、pp.80-81。しかも救護法は公布が1929年4月であったが、財政的目途が立たず、施行は1932年1月となった。救護法実施にあたっては、前述の通り、一応公的救済義務が定められたが、それは救済される権利(right to relief)を保障するものではなかった。

<sup>64</sup> 安中進「「娘の身売り」の要因と鉄道敷設」、WINPEC Working Paper Series No. J1702, October 2017、早稲田大学現代政治経済研究所、p.3の表1に基づいて計算すると、1931~1935年間の娘の身売り数は青森3169件、秋田1838件、山形1083件、岩手731件であった。

<sup>65</sup> 姫岡とし子『ヨーロッパの家族史』、世界史ブックレット117、山川出版社、2008年、pp.76-84によれば、1905年にドイツの労働者層の平均子ども数は4.67人であったが、第1次世界大戦前には3.27人に減少し、避妊をしている夫婦も72%であった。またこれらの層でも子どもの教育についても強い関心を寄せるようになっていた。

まっていたと考えられる。これは東北という厳しい土地柄もさることながら、満州事変の開始に見られる軍国主義化も影響し、被災地出身の出征兵士の士気を配慮した形での優先的救済が唱えられたように<sup>66</sup>、一個人としての尊厳を考えた救済というよりは、国家体制維持のための救済という側面が強くなりつつあったことも大きいのではないか。さらに戦時体制になれば、災害報道自体が相当な制限を受け、その結果、全国的な民間救済ネットワークも機能できない状態となったから、被災地の児童・未成年者の眼から見れば、児童愛護どころか肉体的生存すら危うい状態に置かれることとなった。端的に言えば、戦前日本では徐々に成人の個別児童・未成年者に対する関心は高まったとは言え、災害時・災害後における児童保護・愛護、社会的養護のあるべき姿については殆ど社会的検証をしてこなかったため、次の災害でも児童・未成年者の生存権侵害が繰り返されたのである。言い換えれば、戦前日本社会では内発的にこの問題に取り組む意識が生まれないまま戦後を迎え、戦後も高度成長期は比較的自然災害が少ない時期であったこともあり、災害時・災害後における彼らの生存権侵害問題は長らく議論されないままであった。ところがそれは阪神淡路大震災や東日本大震災で再度顕在化したのである。

実は災害時と限らず、戦前日本では児童・未成年者対応は基本的に家族・親族(「私」)任せで、地域社会等の「公(民)」の形成も「私」の利害と直接関わる部分(町会・青年会等)はともかく、そうでない宗教団体や救済組織の力は強いと言えなかった。そのため、地域における相互扶助が機能しにくい都市部では、貰い子の際に金銭的取引が行われることが普通で、こうした風潮が1930年に板橋で発覚した貰い子殺人事件(岩の坂事件)、1928年から5年間にわたって貰い子を殺していた目黒の事件等を惹起することになった。だが貰い子殺人事件は個別スラムにおける残酷な問題として片付けられ、その背後にある社会構造問題は看過されてしまったのである。しかも戦時体制下では家族・親族(「私」)による自助努力が強調され、「公(民)」の活動は「官」に吸収されて救済と言うよりは相互監視的になったから、何かにつけ「私」頼みにならざるをえなくなったと言えよう。このような「私」への過度な期待や依存をする日本人の心性は、戦後も高度成長期以降における都市化と村落共同体の崩壊で一層強められたと推測できる。そしてこうした歴史的心性からは平時・災害時を問わず、「官」による生存権保障が不十分ではないかという批判的検証も行われにくい。現にそれはプライバシーのない避難所における混乱状態が関東大震災時も今もそう変わらない

<sup>66</sup> 1931年12月4日『東京朝日新聞』朝刊3面の「東北凶作地方を救へ」。

## 近代日本の災害時における児童・未成年者のあり様

ことにも表れており<sup>67</sup>、人々が「官」に災害時でも自分たちの基本的人権が最大限尊重されるべきであることを強く主張していないが故のことと考えられる。自分たちの生存権保障に鈍感な者たちが児童・未成年者の生存権を強く求めるはずはなく、その心性が冒頭で触れた東日本大震災における児童・未成年者たちの問題<sup>68</sup>にもつながったのである。いずれにせよ、戦前の災害時・災害後における児童・未成年者の権利侵害問題は古くて新しいテーマであり、今後も詳細な検証が必要と筆者は考えている。

## 【付記】

本稿は 2021 年度大東文化大学国内研究員期間における研究成果の一部である。大東文化大学研究推進室の皆様、そして国内研究員としての受入を快諾してくださった公益社団法人部落問題研究所の方々、研究休暇中においても何かと支えて戴いたスポーツ・健康科学部の教職員の方々に厚くお礼申し上げる。

---

<sup>67</sup> 2022 年 7 月 26 日付「災害時の避難所に命を守る「TKB」を！3 大課題をイタリアに学ぶ」（防災ニッポンの HP <https://www.bosai.yomiuri.co.jp/feature/6593> 掲載、2023 年 3 月 11 日閲覧）では関東大震災と 2016 年の熊本地震の時の避難所の写真を掲載している。

<sup>68</sup> 冒頭で叙述した経済問題以外にも深刻な問題は多々あり、たとえば、長田真由美「災害時の性暴力を防ぐために 困窮女性や子どもが狙われる「対価型」避難所は女性リーダーが不可欠です」（2023 年 3 月 10 日『東京新聞』朝刊、<https://sukusuku.tokyo-np.co.jp/life/67580/>、2023 年 3 月 11 日閲覧）によれば、東日本大震災の際、夫を失い、その後、娘と避難所に身を寄せた女性は、避難所のリーダーから性行為を強要され、避難所からいられなくなるのと娘に危害が及ぶことを恐れて応じたと言う。これは本来であれば警察等の「官」に訴えて対応すべき問題であるが、そこに委ねず、「私」による自助努力が先行した訳で、いわば「官」が基本的人権を尊重し、そのための監視をする存在であるといった意識が人々にない証拠でもある。このように災害時には女性と未成年者の人権侵害が起きやすい状態になっており、その改善は未だに遅々として進んでいないのが現状である。